

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調 査 係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 27 年 12 月 16 日 (水)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 50 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、林下副委員長、石田・高橋（克幸）・川畑・ 前田 各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、石田委員、川畑委員を御指名いたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 01 分

再開 午後 1 時 07 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市住宅エコリフォーム助成事業について」

○（建設）建築住宅課長

小樽市住宅エコリフォーム助成事業について、前回の当委員会以降の進捗状況について報告いたします。

北海道と制度設計について協議を進めておりましたが、おおむね市の制度設計で協議が調ったことから、10 月末、北海道に平成 28 年度社会資本整備総合交付金の本要望を提出し、国費導入の手続を進めております。

資料 1 をごらんください。

「1 制度の概要」に、本助成事業の概要を記載しておりますが、本年 8 月 19 日に開催しました住宅エコリフォーム助成事業説明会で御説明した制度内容で変更がありませんので、説明は省かせていただきます。

次に、2 ページ目をごらんください。

「2 説明会での意見の検討結果」に、本説明会で委員の皆様からいただいた主な御意見の検討結果を記載しております。まず、「①早期の周知について」ですが、工務店等が市民に本助成事業を紹介し、申し込まれることの事例が多いと思われることから、市内の建設関係団体に本助成事業の検討概要を説明するため、これまで 10 月 14 日に北海道建築士会小樽支部が主催したエコ勉強会で、11 月 12 日には小樽建築技能組合の役員会で、制度の概要について説明したところです。今後、さまざまな機会を通じて、建設関係団体に対し、本事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

また、来年 2 月に工務店を対象とした助成制度及び業者登録説明会を開催し、その後、登録申請の受付を開始する予定です。

さらに、広報おたる 4 月号や市のホームページを通じて、市民や事業者へ周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、「②業者登録手続きの簡素化について」ですが、前回の住宅リフォーム助成事業者に資格登録していた方には、本事業の周知を兼ねて、申請書などの必要書類を郵送したいと考えております。

また、住宅リフォーム助成事業に資格登録していた方が、今回、本事業に登録申請する際に、建設業許可期間が有効である場合は、その提出を省略いたします。

次に、「③前回の住宅リフォーム利用者も対象とすることについて」ですが、より多くの人に制度を利用してもらうことの趣旨から、住宅リフォーム助成制度等の利用者は対象外としておりますが、次年度以降、応募状況等を勘案し、検討したいと考えております。

次に、「④申請者と所得制限の考え方について」ですが、申請者は建物所有者とし、その申請者の所得が基準と

なるもので、共有名義の場合はどちらか 1 名が申請者となり、申請者のみの所得を基準とします。

次に、「⑤予算額を超えた応募となった場合の措置について」ですが、国費の制約もあることから、事業の推移を見ながら検討してまいりたいと考えております。

最後に、「3 今後のスケジュール（案）」ですが、前回の説明会でお示しした資料 2 の規則（案）を基に、担当部署と協議を進めており、平成 28 年第 1 回定例会での予算成立後、直ちに施行し、本事業を来年 4 月当初から事業の受付を開始できるように取り組んでまいりたいと考えております。

なお、そのための事業者の登録については、規則施行前から受付を行う予定であります。

#### ○委員長

「平成 27 年度除排雪業務・雪処理場管理業務 J V 構成等について」

#### ○（建設）庶務課長

平成 27 年度除排雪業務・雪処理場管理業務 J V 構成等につきまして、御報告いたします。

今年度の各地域総合除雪業務及び中央ふ頭基部雪処理場ほか 6 件管理業務につきましては、11 月 18 日付けの入札をもって全ての地域の除排雪体制が整いました。各共同企業体の構成員数は、第 1、第 2、第 5、第 6 ステーションが 4 社、第 3、第 4、第 7 ステーションが 3 社、雪処理場管理が 2 社でそれぞれ構成されております。各ステーション等の代表者及び構成企業につきましては、記載のとおりでございます。

また、各ステーション等の業務名及び委託契約金額につきましては、資料右側の上段が委託業務名、下段が契約金額となっておりますので、御確認をお願いいたします。

#### ○委員長

「平成 27 年度除雪対策本部の体制強化について」

#### ○（建設）雪対策課長

平成 27 年度除雪対策本部の体制強化につきまして、資料に基づき御説明させていただきます。

まず、1 の「除雪対策本部の体制強化の必要性と見直し内容」についてでございますけれども、市の除排雪関連業務などにつきましては、これまでも除雪対策本部を設け、建設部や関係する産業港湾部港湾室の職員に除雪対策本部員の兼務辞令を発令し、個々に業務を担ってきたところでございますが、本年度から市長公約であるきめ細やかな除排雪の実施のため、出勤基準の見直しや除雪拠点、雪堆積場の増設等、除排雪作業に関する見直しに取り組むとともに、業務管理においても効率的かつ適切な管理・監督に努めることとしており、これらの対応をしていくためには、業務監督員の増員、関係職員の連携強化など、除雪対策本部の体制を強化する必要があります。このため、除雪対策本部の役割分担を明確にするとともに、新たに除排雪業務及び他の雪対策関係業務との連絡調整を担当する事務局を設置することといたしました。

次に、2 の「除雪対策本部の改正のポイント」についてでございますが、資料に記載しているとおり 4 点ございます。

まず 1 点目、（1）の「除排雪の業務内容に応じた対応班の明確化と事務局の設置」についてでございます。除排雪業務は除排雪、貸出ダンプ、落雪防止、雪崩対策など多岐に及んでございますが、これらの業務を除雪対策本部の中で明確に役割分担を定め、機能的に対応できるようにしたいと考えております。

また、除雪事業班を中心に、対策本部の中に事務局を設け、道路除排雪、落雪防止、貸出ダンプなどの事務の効率化と連携を強化することを考えてございます。

資料 2 枚目の図 1 をごらんいただきたいと思います。

この図は除雪対策本部の組織体制の概略図を示したもので、上段が現行の組織図、下段が変更後の組織図となっております。

上段の現行体制をごらんください。

副本部長の下に本部次長を置き、本部次長の下に主幹、総務班、落雪防止班、港湾班を設けており、総務班が貸出ダンプなどの対応をする管理班と路線除雪業務などの管理を担う除雪班を受け持つことで位置づけされております。しかしながら、雪対策業務の中にある道路占用、雪崩対策、市営住宅を担当する班が明確に位置づけられていないことから、変更後は下段のとおり副本部長の下に事務局長を設置し、その下に雪対策業務ごとに班編成をしたものであり、事務局長が各班の業務を把握することとしてございます。

また、今回の変更では、対策本部内に事務局を置くこととしてございますが、下段の体制図にハッチングで示しているとおり、除排雪事業班を中心に総務班、落雪防止班と連携を図る形で業務対応することとしてございます。

次に、また資料の 1 枚目に戻っていただきたいと思えます。

2 点目、(2)の「市民対応窓口の一本化」についてでございますが、これまでの対策本部では、各除排雪業務に関する市民の要望等を各担当課で受け付けしてございましたが、今後は除雪対策本部事務局に一本化を図り、事務局から各担当班へ振り分けることで、市民サービスの向上と各班の情報共有が図られるものと考えてございます。

次に、3 点目、(3)の「路線除排雪業務と落雪防止業務、貸出ダンプとの連携強化」についてでございます。除雪対策本部の中に設置する事務局では、これまで個々に対応してきた路線除排雪業務と落雪防止業務について情報共有を図るとともに、効率的な現場対応が図られるよう連携を強化するほか、事務局内に貸出ダンプ担当員を配置させることにより、貸出ダンプによる排雪作業と路線除排雪、雪堆積場の利用との効率的な調整を図ることで考えてございます。

最後に、4 点目、(4)の「各除排雪関係業務の管理体制」についてでございますけれども、路線除排雪では今後の業務委託費の抑制が大きな課題となっており、路線別に工夫を凝らした除排雪方法の検討、また沿道の雪押し場の活用などを進めていく必要があり、除排雪作業の主要業務である 7 つの地域総合除雪業務及び雪堆積場管理業務、計 8 つの業務について 8 人の担当員を配置することにより、これまで以上に業務管理体制の強化を図ることで考えてございます。

資料 3 枚目の図 2 をごらんいただきたいと思えます。

事務局長の下に除排雪事業班を配置しておりますが、除排雪事業班班長の下に担当主査を 2 名、主担当 4 名、副担当 4 名を配置しておりますが、グレーで網かけしている職員が雪対策課職員、それ以外の主担当 1 名、副担当 4 名が建設部のほかの課からの応援職員をいただきまして、除排雪に関する主要業務でございます地域総合除雪業務 7 件、雪堆積場管理業務 1 件、計 8 件の業務の管理を担当することで考えてございます。

また、事務局には総務班から貸出ダンプの窓口及び総務班との連絡調整をするための担当を 1 名、落雪防止班から主幹 1 名及び担当主査若しくは担当、いずれかを 1 名配置し、落雪防止班との連携を強化することで考えてございます。

#### ○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、公明党、民主党、石田博一委員の順といたします。

自民党。

---

#### ○前田委員

##### ◎陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方について

まず、陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除排雪対策方の陳情についてということで、本日午前中に現地視察をしてまいりました。当該地域には、特別養護老人ホームはるを含め保育所など福祉施設が建設されています。現地の方の話も伺いました。それで、現地の方の話では、建設当時、住民への説明では、交通量も多くなることから除排雪には十分配慮するとの協議から建設が始まったと、この現地視察で伺ってきたところでございます。当時、除排雪に

ついでの話合いの内容について、どのようなことが協議されていたのか、その辺を聞かせてください。

○（建設）雪対策課長

本日午前中の視察で、今、委員からお話のありました当時の経緯というのを私もお聞きしたところですが、この内容について、どのような話がされたかということについては、現在、私は承知してございませんので、改めて御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

○前田委員

改められると、私もこの後質問できなくなるのだけれども、一般論で言うと、こういう施設が臨時的に何か所も同じ地域に建ち出す、その前段にいろいろと地域住民に説明などが行われるのだらうと思います。こういったことの一般的な説明、当時の説明で、住民からの要望というのは必ず出てきますので、交通量が多くなる、冬に滑るが対策はどうするなど、そういう話が出ると思うのですけれども、今、示せないのであれば、一般論で結構ですから、どういう話が行われるのが常識というのか、一般的だと考える部分をお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

除雪の作業の水準を変えろということ、私どもは基本的にはその路線の種別によりまして除雪の作業内容を決めて行っているという状況でございますので、その当時、打合せの中で、路線の見直しがなされたのかどうか、この辺は私には、現在、ここでわかりませんので改めて御回答させていただきたいと思いますが、一般論としては、その辺の重要性があれば、基準をワンランク上げるという話もまた一つあるのかとは思いますが、ただ、現状ではこの路線については第 2 種路線ということになってございまして、その第 2 種路線の基準に沿って今、除排雪の対応をさせていただいているところでございます。

○前田委員

いみじくも第 2 種路線と出たのですけれども、これは今の 15 センチメートルから 10 センチメートルの第 2 種路線に該当する路線なのですか。そうなるとうなるのですか。

○（建設）雪対策課長

今、委員の御指摘のとおり、この当該路線につきましては、今年度、除雪の出動基準を見直しの対象となっております第 2 種路線でございます。これゆえに、降雪が 10 センチメートル以上見込まれるというときに、今年度から出動することになりますので、例年よりは除雪回数が増えてくると考えてございます。

○前田委員

除雪回数が増える、当然そうですね、出動基準がきつくなる。排雪はどうなのですか。

○（建設）雪対策課長

今回の第 2 種路線の出動基準の見直し、これに伴いまして、今年度の予算の中でも、一定程度の排雪は見込まれるということで予算を計上してございます。こちらの路線につきましても、新基準で除雪を進めていくという中で、やはり道路脇の雪堤が大きくなってきて除雪が入れなくなるという場合になりましたら、まずは局所的な排雪などを行って、何とか除雪を継続すると。そして、最終的に入れなくなれば、排雪を行っていくことで対応をしていくように考えてございます。

○前田委員

ということは、昨年度よりは本年度はきめ細やかな除雪ということで、第 2 種路線の除排雪の基準が変更になったということで、昨年よりはずっとよくなるということでよろしいですか。

○（建設）雪対策課長

昨年度よりは、この基準の見直しでございますので、除排雪は改善されるものと考えてございます。ただ、どの程度までというか、今、御要望のある、御期待されている部分について、そこまで応えられるかという部分については、今この場でははっきりとお約束することはできないのですが、少なからず昨年度よりは改善すると考えており

ます。

○前田委員

昨年よりは改善されると。

陳情の中にもあるのですが、電柱にぶつかった、滑って転んだなど、いろいろな事例があるようですが、当該地からのこの苦情の件数、苦情の内容、あったのかなかったのかを含めて、どのような状況になっていますか。

○（建設）雪対策課長

市に寄せられております市民の声、これにつきましては、この個別のエリア別に集計しているものがございませんので、今、ここでどのぐらいということは答弁できないのですが、やはり現状、かなり狭隘な路線で、冬の間は結構お困りだということも聞いてございまして、毎年何らかの件数の苦情は寄せられているものというふうに認識してございます。

○前田委員

以前の委員会でも指摘したのだけれども、苦情件数が何千、何百件と言うのですが、苦情の内容、どの地域かなど、それを全然分析されていないというのは、今もそのような答弁なのだけれども、そういうことをすることで、いろいろな第 2 種路線の部分だとか、そのようないろいろな除排雪に関する改善、改正がなされていくものだと思うのですが、一向にその辺が改められないというのか、その辺の考え方もどうなのですか。それではまるっきりただ電話が来て、はいわかりました、ガチャンと切るだけで、どこへ向かっていいかもわからないような話になってしまうのではないですか。そういうことになりますよ。

○（建設）雪対策課長

市民の声の集計についてでございますけれども、今までは各ステーション単位にファイリングしているということでの整理だったのですが、今年から除雪路線調査を進めさせていただきまして、その中で各路線、それから路線の中に区間別に枝番をつけて、その路線路線を管理したいと思っています。それで、今年度、苦情といいましょうか、市民の声がまた寄せられてきておりますけれども、これについては路線名、それから除雪区分など、その辺を新たな除雪路線のデータにリンクできるような形で整理をしていきたいと思っています。

今年からこの辺のことも作業させていただきますので、来年以降といいましょうか、最終的に今年、そして来年と調査を進め、こういったデータも蓄積した中で、このような御質問についてもお答えできるような状態にはなるのではないかと考えてございます。

○前田委員

今年度、調査費が計上されていますので、そこが一番大事なことなのですよ。見直しするとかしないとかという議論は、そこから入るわけなので、しっかりとやってください。

それで、先ほどの資料がない、要するに引継ぎというか、当時どういう話をしたのか、手元に資料がなくてわからないということで、そういう電話の苦情の件数とか出発の点から大体もうおかしくなってしまう、今日を迎えているわけで、地域住民の方々が苦情というか、大変な状況になっているということなのだけれども、市役所内部で職員というのは、だんだん 2 年に 1 回、3 年に 1 回かわっていくわけですね。この引継ぎというのは、口頭で引き継いでいるのか、文書で引き継いでいるのか、この点はしっかりやってくれと重点的に引き継ぐ部分だとか、この辺の実態はどうなっているのですか。毎回、担当者がかわると、ころころかわるといいうか、この辺も現地では言っていました。担当者がかわるから、古くなると、もう何代にもわたってかわるので、話がどこへ行ってしまったのだろう、わからなくなってしまうというような状況、そういうお話しをされていた方もおられました。それは一体どうなっているのですか。

○（建設）雪対策課長

私どもの引継ぎ資料の中には、個別案件や、いろいろと大きな事象など、そういったものについて個別のものは

残っている部分もあるのですが、全般的に今まで寄せられたもの、それをトータルで受け継ぐシステムというのは今のところ私どもは持ってございませんで、何かあったときに各年度の集計をしている市民の声のファイル、これを引っ張り出してきて、いろいろと過去の経緯を調べるという、そういったことで対応させていただいております。ただ、やはりこういった問題に直面したときに、なるべく早くこういった情報を整理して対応できるようにということは考えていきたいと思っております、先ほど御説明させていただきました除雪路線調査、これと市民の声をリンクさせる体制をつくりまして、こういったものに対しても、効率的に対応できるようにしていきたいと考えてございます。

○前田委員

改選で、4月の選挙でこういうふうになって、この第4回定例会になっているのですが、除雪に関連して出てきたのは、この陳情第10号「赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について」1件だと思うのですが、いいですか。

今年度はいいのです。改選後、まだ1年たっていませんからね。どんどん上がってきて、4年たつと大体審議未了で流れてしまうのだけれども、過去、改選前の4年間で、こういう除排雪に関連する陳情、市議会のここへ上がってきたものもあるでしょうし、直接市へ持っていかれた方もおられるでしょうし、町会からの要望もあるでしょうし、いろいろな方からの要望が来ていると思うのです。それをファイルされているという話ですから、何件ありましたか。

○（建設）雪対策課長

この除雪に関する要望若しくは部分的な置き雪等も含めると、例の市民の声の集計ということで、昨年度でいきますと3,300件ほど来ているのですが、こういった本当に陳情という形で受ける場合もございまして、この陳情が今までに何件あったかということは、今、私どもは押さえてはいないのですが、個別の路線での要望等も含めると、かなりの件数がずっと来ていると、そういう状況でございます。

○前田委員

質問ばかりしているわけにいかないで、それと3,300件あるという数字が出てきて、ファイルされているということで、その3,300件だとするならば、今回の件もそうです、その中に入るのだろうと思うのです。財政の観点から見ても、全部お応えするわけには当然いかないのだろうと思います。こういう問題解決に向けた基本的な考え方、優先順位、これらについてと、その中で前期というか、過去4年間で何本程度、御要望に沿って問題の解決をされたのか、この辺を少しお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

過去の要望に対してどのぐらい応えてこられたかということについては、数字的なものも把握しておりませんが、この場で御説明できないのですが、ある程度その要望の中身も大きな、路線全部を排雪してくれというようなお話もあれば、置き雪を軽減してほしいですか、そういったような我々でも対応しやすいような御要望もあるかと思っております。これまではその現場の対応の中で、基本的にはできるだけ市民の要望に応えつつ、できる範囲で対応してきたと思っております。

今後についてなのですが、先ほど来御説明させていただいておりますこの路線調査をまず進めていって、小樽市が持っています各除雪路線の状況、第1種路線、第2種路線、第3種路線とありますが、この辺を全体的に把握していきたいと思っております。

いずれにしても、今年はガタガタ道路の解消や、第2種路線の基準の見直しなどで、まず幹線道路を中心に進めさせていただきましたが、やはり生活道路の問題も残っていますし、予算特別委員会の中でも高齢者に対する対策ですとか、またこれまでの議会議論の中でも、通学路の問題などいろいろと御指摘をいただいております。こういったものを総合的に考えていく場合には、路線の状況をしっかりと把握して、また一方でお金の関係もございまして、時間をいただいた中で、今後、どのような形にしていけば、持続可能な形で一定程度、市民の要求にも

応えられる除雪になるのかということを考えていかなければならないと思っ  
ていまして、少し時間をいただいた中で、この辺は検討していきたいと考  
えているところでございます。

○前田委員

基本的な考え方はということで聞いたのですけれども、今のが答弁とい  
うか、お答えなのですね。優先順位等を含めて、後ろに傍聴者がお  
りますから、きちんと短く、わかるように、再度お聞かせください。

○（建設）雪対策課長

この除雪に関する問題の中で、優先順位をとというのは非常に難しい御  
質問になるのですが、私どもとしては、大きな除排雪の今後の取組方  
というところでは、時間をいただいた中で対応していくというのが基本  
的な軸になるかと思っております。そういった中で、今回も御要望をい  
ただいている路線においても、私も今日、現地を見せていただ  
いた中では、結構空き地がございました。こういった空き地を活用し  
つつ、一定程度今よりも道路の状況をよくできないかということにつ  
いては、個別路線の対応となりますので、そういったことについては、  
今年ももう既にシーズンに入っていますけれども、今年若しくは来年  
という中で、その辺の活用もいろいろと考えつつ、対応を図ってい  
きたいと思っております。

○前田委員

今、空き地という話も出たので、視察をしてきたら、何か所か空き地  
がありました。そんなに広い空き地ではないので、いきなりたくさん  
の雪を積めるかといったら、そういうことは難しい、押し込んだら  
一回排雪してまた押し込む、そのようなことでの利用は可能かと思  
うんです。ただ、地主の同意を得なければならないし、その同意を  
得るのは、やはり何らかの手土産がないと、誰も個人のうちの財  
産をどうぞと、使ってくださいということにはならない。後の管理、  
雪の中にはいろいろなものがありますから、そんな管理を含めて、  
前にも出ている議論ですけれども、今後考えるというのであれば、  
そういったことを、減免制度を図るとか、そういうものについても  
考えていかないと、相手は何のお話でしょうかと門前払いを食う  
だけの話なので、十分考えてもらいたいというふうに思います。

◎第 7 ステーションについて

第 7 ステーション、これに関連してお聞きしていきます。

12 月 1 日、私は北海道新聞と読売新聞をとっていますけれども、  
その中に広報おたる、そして除雪に関する事で、各ステーションの  
電話番号だとか、そういったことが掲載されていたのでありますが、  
その後、第 7 ステーションへの電話工事が間に合わない、こ  
ういう説明をしていて、なぜ間に合わなかったのか、その原因、理  
由は何か、よそは間に合っているのに、なぜ間に合わなかったの。

○（建設）雪対策課長

第 7 ステーションの電話の回線工事が遅れた理由でござい  
ますけれども、一つとしては、入札になってから、現地で、この  
第 7 ステーションの場所の中で、どういう事務所の配置をし、  
機械を置くかという打合せをしてから事務所の位置を設定した  
のですが、その際、私どもとしては、位置が一定程度決まれば、  
すぐ回線が可能なものと認識していたのですが、少々距離が遠  
くなりまして、既存の電柱から事務所まで、途中で建柱をして  
いかなければならないという、そういったことが判明いたしま  
して、こういった建柱工事が必要になるという中で、回線時期が  
遅れてきたという状況でございます。

○前田委員

それが原因なのですか。本当の原因、根本的な原因。違  
うでしょう。それは 2 次的な問題の話であって、根本的に遅  
れた原因は、それではないでしょう。

○（建設）雪対策課長

この開設が遅れた理由といたしましては、私どもの入札にな  
ってから 12 月 1 日までの中で、一定程度の回線がで

きると考えていたのですが、そういった建柱作業が必要になったことで、全体の工期が延びて間に合わなかった、これが開設が遅れた理由でございます。

○前田委員

つまり入札が不調になって、2 か月以上も遅れたことによって、こういう問題が発生したということでしょう。

○（建設）雪対策課長

入札が遅れたことによって、開設する準備期間が短くなったということは事実でございます。

○前田委員

その後、携帯電話番号が記載されたペーパーが、私が夕方に見たときには何もなかったのだけれども、次の日、朝起きて新聞をとりに行ったら、アパートが近所にあるのだけれども、ポストというポストにみんな投げ込みというか、ポストイングというのか、入っていました。何かと思って開けて見たら、携帯番号を書いて、何かあったらここへ電話してくださいということで入っていたのです。至るところに入っていたので、全戸配布したのかと、投げ込みしたのかということなのですが、これは何人で何枚を、どの地域に入れたのですか。

○（建設）雪対策課長

配布につきましては、建設部の職員に応援をお願いいたしまして、20 人ぐらいの体制で、12 月 1 日の夜、それからこの 1 日で若干残った分があるものですから、次の日の午前中、昼過ぎまでかかったと思いますが、この期間の中で配布しております。配布した枚数につきましては、正確な枚数は押さえていないのですけれども、一応この第 7 ステーションが受け持つ担当エリアの中にある住居、これは空き家なり、いろいろなものを含めていると思いますが、とりあえず建っている家には全てこのチラシを配ったということで進めていまして、余りはわかりませんが、準備した枚数、配った枚数としては 6,000 枚を超えていると思います。6,000 から 7,000 の間で配布させていただいたと押さえてございます。

○前田委員

桜とか若竹、若竹のほうはそんなに数字をきちんと押さえていませんけれども、桜だけでも 4,000、町会に入っている人で 100 前後はいるのかな、それにマンション、空き家も入れれば、恐らく四、五百近くになるような、プラス若竹の分で 1,000 近くなる。20 人もの人を使ったのであれば、部長、課長が 20 人総出で出たのではと思うのですけれども、相当費用を要したと思うのですが、幾らぐらいかかって、どこの費目から出したのか、第 7 ステーションの予算の中から出したのか、どこから出したのですか。

○（建設）雪対策課長

この配布につきましては、20 名のほとんどが管理職対応をお願いさせていただいておりまして、管理職の皆さんには大変申しわけなかったのですが、皆さんボランティアでやっていただいたという状況でございます。

失礼いたしました。20 名のうち 5 名は一般職で、この一般職の方たちは時間外対応をさせていただいております。残りの 15 名が管理職ということで、御協力をいただいたというところでございます。

○前田委員

くどくは言いたくありませんけれども、そういったことになったのも、入札が不調に終わって時間がかかったのが最大の原因ですよ。今日は J V のことについては深くは質問しませんけれども、この程度ですが、来期に向けてきちんと一回落札、応札できるような仕組み、基本的には元に戻すのが一番いいわけで、黙っていても 4 社になっているところもあるし、3 社になっているわけで、そういうことをまず申し述べておきます。答えは要らないと思います。

それで、この電話番号は 1 日の深夜にかけて、夜から早朝にかけてやったということなのだけれども、何かトラブルなどはなかったのですか。どうなってるんですか。

○（建設）雪対策課長

この電話番号の変更に伴って苦情というのは、問い合わせというのはありましたけれども、大きな苦情なりトラブルというのはございませんでした。

○前田委員

それもおてんとうさまが味方してくれたから、そういうことで済んでいるけれども、これが今までの、昨年と同じような状態だとするならば、これは大変なことで、電話は出ない、あらどうしたのだろうということになってしまって、大騒ぎになっていたのだろうと思います。だから、この辺は不幸中の幸いというか、私の地域と住民ですからよかったと思っています。

それで、先日、第 7 ステーションをのぞいてきました。見てきました。重機みたいのがありましたけれども、機械はもちろんありましたが、この除排雪機械について、機種というのか、性能というのか、この台数、これはどうということになっているのか、聞かせてください。

○（建設）雪対策課長

本来であれば、このステーションの業務計画書なりが手元にあれば、ここで御説明できたのですが、今、用意していないものですから、発注のときの仕様書で御説明させていただきますけれども、基本的にはタイヤドーザは 6 台以上ということで仕様書で縛ってございますし、またモーターグレーダは 1 台以上ということで縛ってございます。現地でモーターグレーダはたしかもう来ているはずですし、タイヤドーザのほうも配備はこの台数以上にされているものというふうに認識してございます。

○前田委員

私が見てきたのは、12 月 10 日、小さなロータリ除雪車、これは小さいミニの歩道用か何かそんな感じのものが 1 台と、中をのぞいたらスノーブラウのついたタイヤショベル、ショベルというのか、タイヤドーザというのか、5 台程度、モーターグレーダだとか、そういうものは全然、どこに置いてあったのか、モーターグレーダというのは大きな機械だから、それは見当たらなかったです。あと、タイヤショベルは 5 台見えた、6 台以上、6 台はなかったと思うのだけれども、現状どうなっているのかということ、今、聞いているのですが、現場へ行っていますか。全然行っていないでしょう。私も 24 時間あそこをずっと見ていたけれども誰も来なかったから、来ないと思いますよ。車の中からずっと見ていました。

○（建設）雪対策課長

私も 2 度ほど現場を確認させていただいていますが、その際に聞いている話が、モーターグレーダが一部故障していたということもあって、一回修理に出しているという状況がございまして、私はそのモーターグレーダ 1 台はまだ確認はできていないのですが、作業報告の中では、もう既に第 1 種路線でモーターグレーダの作業を行っておりますので、うちが求めていますタイヤドーザ、それからモーターグレーダ、これはもう既に配備されているものと考えています。

○前田委員

私が見たのは 12 月 10 日の午前中なのだけれども、あそこは今は、冬季だけど、夏場は桜丘の上公園ということで使用されているのですよ。地域の住民はゲートボールをする人もいるでしょうし、学校側で子供たちが来て使ったりしているのだけれども、10 日の午前中見に行ったら、まともな短靴では入っていけない、代かきしているようになっていて、大変な状況でした。公園なので、当然、この冬期間はいいのだけれども、来年の 3 月 15 日以降というのか、4 月、雪が解けて乾いてくると、そのままにしておくと、かたくなって、足で蹴飛ばしても崩れないような状況になるのではないかと思っているのですが、その現場を見ていないからよくわからないのだろうと思うのですが、あのでかい重機が 5 台も 6 台も入っているわけですよ。現場はすごい状態になって、恐らくあそこへ通勤している従業員も裾をまくりながら歩いているのではないかと、そういう状況かと思っています。丘の上公園とし

て、夏期間使用するのので、これからもずっと第 7 ステーションはあそこで行くのですか。

○（建設）雪対策課長

現状では、第 7 ステーションについては、今後も今の丘の上公園で設置をしていきたいと考えております。

○前田委員

そうなることややはりこの夏期間の使用目的に沿って、整地してきちんとしなければならないと思うのです。ただ、今、あの状態をそのままショベルカーで平らにしてそのまま、はい、でき上がりということになると、下の盤も壊されてしまっているのので、雨が降るとぐちゃぐちゃになってくるのだと思うのですが、排水から何からして。これは当然直すのだけれども、見た目の直すのではなくて、夏期間きちんと使用に耐え得る、そういう直し方をしたいと、また苦情が来るのだと思うのです。この辺のことについて約束してくれますか。苦情は一切来ない、頑張る、きちんとする、元に戻す、毎年使うのだったらまた同じこと、毎年の繰り返しになるのですが、この辺どうですか。

○（建設）雪対策課長

今回、開設させていただきました第 7 ステーションは公園の敷地ということになりますので、当然、私どものステーションの開設といいたまいますか、作業が終わりましたら、原状復帰というのが原則でございますので、現在の状況、まずきっちり私どもで作業をし、管理者の確認もいただいた中で、夏季の利用をする上で支障のないように進めていきたいと考えてございます。

○前田委員

それはぜひ約束してください。お願いいたします。

◎除雪路線調査について

今年度、除排雪に関連する調査費というのが 400 万円ですか、計上されておりますよね。市内全域にわたって調査するのでしょうかけれども、この間の答弁を聞いていると、第 7 ステーションまであるのだけれども、それらも含めて全部詳細に調査研究もするということなので、あれを黙って聞いていると、何か七つになったのが六つになったり五つになったり、逆に 8 か所になって 1 か所増えたとか、せっかく増えた第 7 ステーションがまたなくなってしまおうのか、また違うところがどこか閉鎖されるのではないのかと、そんな答弁も聞き方によっては聞こえるのですよ、含みを帯びたように。この辺というのは、調査を踏まえて、どのような結果が出るのであれば、こうしますとか、こうなりますとか、いろいろ示しはしているのだからと思うのですが、これはどうなのですか、7 ステーションになったものというのは、除雪の守備範囲は若干変更になる可能性もあるけれども、あくまでも 7 ステーションは 7 ステーションで行くのだということなのですか、その辺はどういうお考えを持っているのか、そこをお聞きしたいです。

○（建設）雪対策課長

除雪路線調査とこのステーションの数の関係でございますけれども、まず今回新設いたしましたステーション、これを合わせて 7 ステーション、これについては、基本的にこのステーションの数というのは大きく変えるという考え方はありませんので、この 7 ステーション体制で進むというのが今の考え方でございます。それで、除雪路線調査を今後進めていく中で、各七つのステーションの状況を把握した上で、改めてそのステーションの業務量の濃淡というのでしょうか、こういった差が見えてくると思っております。今、この除雪路線調査の、除雪拠点に対する活用方法といたしましては、結果が出たいかんで業務量にばらつきがあるのであれば、この七つのステーションの境界を多少動かすことによって、業務量の均衡化を図れないかというような検討はしていきたいと思っております。

○前田委員

桜地区ね、私もその地域から出ている市議会議員の一人です。やはりきめ細やかなこれまで以上の除排雪という

のは、どこの地域の住民でもみんな望んでいるわけです。私どもも桜地区、東小樽地区も第 7 ステーションという形でステーションができた。皆、地域の住民は喜んでいて、期待もしているのです。これまで以上に迅速に行くというのかな、そういった部分で除排雪が行われる、してくれるということで期待していますので、そういうことはあり得ないというような御答弁をしておられましたので、ぜひともきめ細やかな除排雪に向けて調査していただくのと同時に、この第 7 ステーションにおいて、そういう調査検討を十分に生かせるような除雪をしていただきたいというのが私のお願い、願意なので、これは地域住民からの要望を、私はお話ししているのですけれども、この辺のことについて、わかりましたということで決定的にがちり御答弁していただければ、これで質問は終わります。

**○（建設）雪対策課長**

今回のステーションの増設につきましては、今、委員のおっしゃるとおり、新たな区域を増設することによりまして、その受け持つエリアをコンパクトにし、また目が行き届くようにするというのも目的でございますので、そういった中で、今年 7 ステーションの除雪に取り組ませていただこうと思っております。7 ステーションの中では、いろいろと新しく参入している業者もおりますので、その辺に少し心配な部分もあるのですけれども、私どもうちの職員も含めてその引継ぎですとか指導、この辺は他のステーションより密に、今、行ってございますので、こういった中で 7 ステーションの皆様にご迷惑をかけないような形で除雪を進めていきたいと考えてございます。

**○委員長**

自民党の質疑を終結し、共産党に移します。

---

**○川畑委員**

**○陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方について**

傍聴者もおられますので、最初に赤岩 2 丁目道路の除排雪対策方について質問させていただきます。

最初に、雪対策課にお聞きしたいのですけれども、市長宛ての要望書がこの赤岩の住民の会から出ていたと私は伺っているのですが、これをどのように受け止めているのか、まず聞かせてください。

**○（建設）雪対策課長**

いただいた御要望に対する私どもの今の考え方でございますけれども、現地を見て道路の状況を見ていますと、冬の間は本当に御不便、御苦勞をされているという認識は持っております。そういった中で、今年第 2 種路線、御要望をいただいたところは第 2 種路線ですので、出動基準の見直しに伴わせて一定程度、改善を図った中で除雪は進めていけるとは思っておりますが、それ以上のものとなりますと、全市的に除雪を進めている中で、このエリアについても特別な手だてというのはなかなか難しい状況もあると思っております。ただ、先ほども御答弁させていただきましたが、周辺に空き地等もあるというのは確認できましたので、こういったものを活用する中で、この第 2 種路線の基準の見直しで少し改善され、それに何らかの形でもう少し改善する方法がないかというのは考えていかなければならないという認識を持っております。

**○川畑委員**

実は今日午前中に現地に視察に行ったわけですが、ここの地域というのは社会福祉法人ノマド福祉会の施設がたくさん密集しています。そしてそれと同時に、赤岩保育所や、それから地域子育て支援センター「風の子」もあるところなんです。それで今日、現地でいろいろと話を聞きましたら、通学路でもあるし、先ほどの陳情者の話でもそのとおりだと思うのです。

これは雪対策課で把握しているかどうかわかりませんが、確認してほしいのですが、生活支援ハウスやグループホームの職員が通勤されていると思うのですけれども、どのくらいの車の台数で来られているか、つかんでいますか。つかんでいなければ、教えますが。

○（建設）雪対策課長

把握していないので、教えていただければと思います。

○川畑委員

私は、現地の人方に事前に聞いてまいりました。その中では、生活支援ハウスやグループホームの職員の通勤の車両は 30 台あるそうです。そして、特別養護老人ホームやホームヘルパーのステーション、それからデイサービスセンター、これらの職員の車両数が約 40 台あるそうです。

今日、現地へ行って見てきたとき、保育所の通りも上のほうに、課長に聞いたのだったか、これはどこの車を置いているのですかと私、聞いたと思うのですけれども、それほどあるのだそうです。

もう一つ聞きますけれども、デイサービスセンターで、今、何台のセンターの車が常時送迎をしているのか、つかんでいますか。それもつかんでいませんか。

○（建設）雪対策課長

申しわけございませんが、まだ把握してございません。

○川畑委員

大体七、八台が常時、出入りしているそうです。そして、生活支援ハウスの入居者も通院や買物などで、その人の出入りあるいはそれを出入りするためにタクシーを使っているそうですけれども、これも相当数あると聞いています。

それからもう一つ質問です。軽費老人ホームケアハウスには、50 人くらいが入居していると聞いているのですが、それらの状況も聞いていませんか。

○（建設）雪対策課長

こちらの入居者の 50 人については、御要望をお受けしたときに説明をいただいております。

○川畑委員

今、やはり 50 人くらいが入居しているそうですね。このときはざっくばらんにばっと見ていたのだけれども、100 台以上の車両が出入りしているのですね。そしてもう一つ、赤岩保育所があるのですよ。あそこの定員、御存じですか。

定員が 97 名だそうです。約 100 名です。この児童や、子供らは、一人で歩いてくるわけではないのです。ほとんどが車で送迎しているわけです。そうすると、ざっと見ても、約 200 台の車があそこの地域を出入りしているのですよ。この辺をまずつかんでほしいというのが、私の質問の趣旨なのです。

それともう一つ、こういう状況があるのは、先ほど市全体的に特別な見方はできないのだというような言い方をしているのですけれども、赤岩のここがいかにか特殊な状況にあるのかということ認識してほしいということが私の質問なのですが、それについてはどうですか。

○（建設）雪対策課長

まず、車の台数の把握につきましては、こういった問題を深く考えていく中では、そういった通過交通等も含めて、路線のその必要性というものはかる上では必要だと思いますので、何らかの把握ができないかということは考えていきたいと思っております。

それと、2 点目のこの路線の、この地域特有の重要性ということの御質問ですけれども、今日、現地を視察させていただきまして、いろいろとこういう公共・公益施設があるということは、改めて認識したところなのですが、この辺につきましては、やはりここを個別にというのはなかなか難しいのかなと思っております。予算特別委員会のたしか千葉委員長から御質問でもありましたが、今後は路線の見直しというところにもいずれ踏み込んでいかなければならないときが来ると思っておりますが、こういった中でこれらの公共施設、公益施設、これがもうここ数年といえますか、10 年というスパンの中で、まちの中にあります配置状況が大きく変わってきているという部分

もごさいますので、このような状況を踏まえた中で、全市的に見直す必要性があると思ひまして、そういう中で取り組んでいかせていただきたいなと思ひてごさいます。

○川畑委員

先ほどの雪対策課長の話の中では、空き地もあるようだという話は少し聞いていますが、市長への要望書を出した際に、こんな話もされていたと思ひます。排雪となれば、財政負担も大きくなると。だから、雪堆積場を確保するのがよりいいのだけれども、そういう点では皆さんにも協力してほしいという率直な意見だろうと思ひます。そこで、私は聞きたいのですが、市は雪堆積場の確保に向けて、その空き地を今日見てきたのだけれども、そういうところへ直接お願いに行ったりすることはありますか。

○（建設）雪対策課長

これまでも空き地の状況につきましては、市というよりは、どちらかという各ステーションの担当者が現地を見ている中で、当たっていただきたというのが実情でごさいます。今年度につきましては、私どものほうで行ったかという、まだ行けていない状況にはあるのですが、今年度の除排雪から活用できるものがあれば、活用してほしいということで各ステーションには改めてお伝えをしていきたいと思ひてごさいます。

○川畑委員

地域の人方にそういうものを探してくれと、お願いするのも大事なことですけれども、まずそういうところを見つけて、見つけたら直接市のほうで伺って、ここは何とかできないものだろうか、お願いするのが大事なことだと思ひます。

それでもう一つは、そんなに大きな広いところではありませんから、春まで雪を置いておくということは、非常に難しいと思ひます。ですから、一時的に道路の雪を車が通るように寄せておいて、そしてそれを排雪すると。そういうことを具体的に考えていく必要性があると思ひます。場所によってはそういうところ、やっているとこもあるのです。例えば私の家のすぐ近くの市道記念通線はそうなっているのです。そういうことをやってほしいと、私は思ひますが、その点ではいかがですか。

○（建設）雪対策課長

今、お尋ねの空き地を活用し、一時置いて排雪するという除排雪方法ですけれども、基本的な考え方としては、やはり一回置いてそこから排雪するという形になれば、二重に手間がかかるということごさいます。そのように効率が悪いという部分で私どもは認識しているのですが、ただ、その排雪をする際に、何らかの作業と一緒に高い効率的な作業をすることで、もしかしたら低減できる可能性もあると思ひます。そういったことにつきましては、例えばこの路線におきましても、使える空き地がどのぐらいあるのか、そしてそれをどう活用ができるのかということについては、研究する余地は残っていると思ひてごさいます。

○川畑委員

要するに二重手間になると、効率的によくはないというのは、わかるのですよ。ただ、一遍に雪が降った場合に、それを排雪するまでは一旦よけるわけですよ。そうしたら、車の通りが悪くなるので、一時的に雪を置場所に置いておいて、後でまたそれを排雪するという考え方なのです。だから、そういうことも確かに効率はその点では悪くなるかもしれませんが、そこを通る車の量から考えれば、このようなことも大事なことではないかと私は言っているのですが、その辺ではどうですか。

○（建設）雪対策課長

今、委員のおっしゃる話で、私どもこれから第2種路線について出動基準を下げたて行ていきますが、道路脇の雪堤が大きくなるスピードが速くなると。そういった中において、その雪押し場を活用させていただいて、一旦押すと。そして、最終的にはそこに入らなくなった場合に、その路線排雪と一緒に持っていくという、こういったことであれば、効率的な運用もできると思ひますので、いずれにしてもその土地がどのような位置関係にある

かということ、また土地の面積等によっていろいろと使い方は変わってくると思いますので、その辺は現地の状況を見ながら研究してみたいと思っております。

○川畑委員

質問の方向を少々変えます。

今日午前中に視察に行ったときに、郵便局の上通りのところが滑るということで、仮設の砂利置場がありました。そこは、住民の方がすぐほかへ持っていくので、なくなるのだと。それで、何とかできないのかといったら、たまたまそこに来ていたムラカミさんという隣の年輩の方なのですが、その方があそこに、じゃ、建てていいですよ、あの場で許可をもらったのです。そうしたら、課長は年内に難しいような話をしているのだけれども、やはり今せっかく雪が降ったり降らないでこういうふうにあるのですから、即それを設置することでやってほしいのですが、いかがですか。

○（建設）雪対策課長

現在、仮設の砂箱を置かせていただいておりますので、あの場所に砂箱を置くということは、やはり必要なことだと思っております。それで、今日、御了解がいただけたということなので、その砂箱を設置する作業をやっている者と少し相談しまして、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○川畑委員

ぜひ年内によろしくお願いいたします。危険性を感じておりますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

それから、私が今日午前中にあそこへ行って気になったのは、電柱です。あの邪魔な電柱が道路の端っこのほうにあるのだけれども、あれは何とかならないのですかね。どうでしょうか。

○（建設）建設事業課長

電柱のお話ですが、今、邪魔というようなお話が出ましたけれども、電柱につきましても、近隣の方も含めまして、生活ライフラインの大変必要な施設でございまして、状況として架空線といいますか、飛ばすというような状況になっておりまして、ここの地域におきましてはライフラインといいますか、公益施設の用地として道路用地しかないというような状況がございまして、ここの道路に、なるべく道路用地の端には寄せて側溝が横にいたりもしておりますけれども、今の状況、道路幅の関係からしてあれをなくすということも少し難しいでしょうし、今の状況がどうしても続くというような感じでは考えてございます。

○川畑委員

できれば移設してもらおうと、道路の幅が相当広がる感じがします。

ところで、この陳情のあったところの、ここの道路幅は、場所が少しこれでは見にくいだろうけれども、バス通りの上、上がって真っ直ぐ上がっていく通りと、それから保育所の横通り、そして赤岩線の縦通り、この3路線の道路幅はどのくらいあるかわかりますか。

○（建設）建設事業課長

今の3方向、コの字型の道路の幅ということでございますけれども、市道認定をしております、その市道の認定幅としましては、それにつきましても、直線区間を考えたときには、車道のみ部分がございますけれども、そちらの区間につきましてもは5.45メートル、そうしまして歩道が併設されている区間がございまして、こちらについては、その部分の2.5メートルを加えることになるものですから、総体では7.95メートルというのが認定幅員ということになってございます。

○川畑委員

メートル数で相当の広さがあるというのですか、冬になるとそれが半減してしまって1車線しかなくなってしまうという実情があるそうです。それで、この道路の、今日行ったときに住民の方から聞いたのですけれども、以前は市道の拡幅計画があったと聞いたのですよ。この拡幅計画があったとすれば、それがこの後、実行するような計

画はないのかどうか、それが一つと、時間がありませんので、ロードヒーティングをするというような考え方はないのかどうか、それを聞かせてください。

**○（建設）建設事業課長**

過去の部分につきましては、今、私は押さえていなかったのですが、まずもって拡幅という部分のお話ですが、当該路線につきましては、先ほど述べたとおりの認定幅員ということでございまして、実際これを原道としては目いっぱい利用しているというような状況でありまして、道路用地の中には拡幅をするような余裕がないということ、それとまた沿道の部分につきましても、土地利用状況も結構過密という部分がございます、実質の拡幅は難しいと思っております、現在のところ、そういった計画もないというのが実情であります。

それと次、ロードヒーティングのお話が、今、少し出ましたけれども、ロードヒーティングにつきましては、本市の場合なのですけれども、縦断勾配がおおむね 8 パーセント以上で、かつバス路線とかの主要な道路のうち、交差点や曲線部分などの、要は車両の加速、減速が必要な区間、そういった部分につきまして、交通量を考慮しまして、設置するしないの検討を進めるというのが基本的な基準ということで考えておりますので、今回の路線については、ロードヒーティングの設置というような計画はないというところでございます。

**○川畑委員**

時間もないので、どちらにしましてもこの陳情については、かなり深刻な状況だと私も受け止めています。雪対策課長もそういう点では同じ受止め方だろうと推測するわけですが、やはりきめ細かな除雪での、それは抽象的ですが、後で市民の皆さんが、ああ、よくやってくれたのだと思えるような、そういう除雪をやってほしいと、そのことを最後をお願いして、質問を変えたいと思います。

**◎除雪費の予算について**

それでは次に、除雪費の予算、除雪の問題について質問したいと思います。

除雪費の補正予算と契約金額についてですけれども、当初、契約額は平成 26 年度では 6 ステーションで 4 億 3,466 万 7,600 円ということになっております。平成 27 年度は 7 ステーションで 6 億 4,728 万 7,200 円となっているわけですが、補正予算で公約実現にかかわる予算が 9,800 万円計上されています。それで、出動基準の見直しでは 7,300 万円、それから路面整正の強化で 2,000 万円、除雪拠点増設で 500 万円、今年平成 27 年の当初契約額にこの部分が含まれているかどうか、お示してください。

**○（建設）雪対策課長**

平成 27 年度の委託費の契約金額 6 億 4,728 万 7,200 円、こちらには、今、委員から御指摘のありました公約にかかわる 3 点の項目の予算は含まれております。

**○川畑委員**

通常分の平成 26 年度、共産党が資料請求した中にこれが載っているわけですが、平成 26 年度が 4 億 7,200 万円、そして平成 27 年度は 5 億 5,170 万円、当初契約額、予算額との関係について、説明していただきたいのですが。

**○（建設）雪対策課長**

まず、平成 26 年度のほうから御説明をさせていただきます。平成 26 年度のこの地域総合除雪の委託業務の予算額といたしましては、公約分がなく、上乗せ分がございませんので、この 4 億 7,200 万円という予算額で確保しておりまして、それに対して実際に業務を発注し、契約を結んだ段階での金額がこの内数となるここに書いてあります当初契約合計というところの金額ですが、4 億 3,466 万 7,600 円ということになります。

それと、平成 27 年度につきましては、通常分では 5 億 5,170 万円という予算になっていますが、これに予算書上、この上にあります市長公約分の 9,800 万円、これを加算いたしまして、合計としては 6 億 4,970 万円の予算を確保してございます。この予算の中で業務を発注いたしまして、その契約額といたしましては、当初契約合計の欄にな

りますが、6 億 4,728 万 7,200 円ということでございます。

○川畑委員

それと、当初契約額が、予算額が平成 26 年度と 27 年度で 2 億 1,261 万 9,600 円増加していると思うのですが、その要因について説明してください。

○（建設）雪対策課長

当初契約額で金額が増加している理由についてでございますけれども、こちらにつきましては、まず 1 点としましては、先ほど御説明させていただきました新たな公約分が 9,800 万円、実際には契約のときには若干下がっていますが、この作業分が加算されていることで、増額になってございます。

それと、そのほかに 26 年度と 27 年度の金額の差の中で、実際の作業量、26 年度で想定した作業量、それから 27 年度で想定している作業量、これに若干の差異がございます。この差異の中身についてなのですが、26 年度ではその前の年の 25 年度で雪が多かったものですから、その雪処理の関係で、26 年度に入ってからその辺の雪割りですとか雪堆積場の処理ですとかというもろもろの作業が出てくるのですが、その金額がある程度かさんで、26 年度の業務を発注する段階では、おおよそ 4,000 万円程度、その辺作業を減工して発注したという経緯がございます。それと 27 年度につきましては、穏やかな気象で算定した数量そのもので発注してございますので、こういった差も重なって、この 2 億 1,261 万 9,600 円と、こういう差が生じてきてございます。

○川畑委員

私の調べたところでは、第 1 ステーションが去年と比べて約 43 パーセント増えています。そして、第 4 ステーションは 40 パーセント増えています。第 5 ステーションは 45.4 パーセント増えています。第 6 ステーションは 43 パーセント増えております。その増えているところを単純に平均でならしめると、約 43 パーセント増加しております。そのわけを主な理由で結構ですから、簡潔にお聞かせいただけますか。

○（建設）雪対策課長

今、御指摘のありました四つのステーション、おおむね 40 パーセントぐらいの増加ということですが、この増加の理由につきましては、先ほど御説明させていただきました委託費の増額の理由、これと同じでございます。

○川畑委員

共同企業体の契約に当たって、除雪路線の距離は大きな要因なのではないかと思っているのですが、そのほかに契約金額を決める要件は何かあるのですか。

○（建設）雪対策課長

この地域総合除雪業務の契約金額、これの構成する要因でございますけれども、まず作業としては、除雪作業のほかに排雪作業も行ってございますし、また凍結路面対策というも行ってございます。こういった作業による費用という、その作業量によって、この業務委託費が変わってくるということでございます。

それともう一つは、こちらの地域総合除雪の契約を定める際には、作業量に単価を乗じて金額を決めていくのですが、例えば人件費ですとか、機械の損料ですとか、燃料代ですとか、こういったものの変動も大きな要因となつてきてございます。

○川畑委員

私も単純に計算してまして、除雪路線の距離に対する契約額は 1 キロメートル当たり計算してみたのですよ。そうしたら、第 1 ステーションは 1 キロメートル当たりで 118 万 9,000 円になります。第 4 は 104 万 9,000 円、第 5 ステーションは 145 万 4,000 円、第 6 ステーションは 177 万 9,000 円になるわけです。先ほどの、これは単純に除雪の距離数で案分したものですけれども、第 4 ステーションが 104 万 9,000 円とそれから第 6 ステーションが 177 万 9,000 円を比較すると、1 キロメートル当たりで 73 万円の乖離があるのですが、各ステーションの乖離の要因というのはどんなところにあるのですか。

○（建設）雪対策課長

この各ステーションの除雪路線 1 キロメートル当たりの単価の乖離でございますが、この一番大きい要因となっているのは、排雪作業の量でございます。

○川畑委員

では、この第 2 ステーションは除雪路線距離が 5 キロメートル減少しているのだけれども、2,970 万円増加しているのですね。除雪路線距離に対して、151 万 9,000 円と、平成 26 年度の 102 万 2,000 円より約 50 万円増加しているのですが、これも同じような理由なのですか。

○（建設）雪対策課長

この第 2 ステーションに限っての 26 年度と 27 年度の比較で御説明いたしますと、こちらは先ほど来御説明させていただきまして今年度、市長公約分として新たな作業を上乗せしてございますので、こちらによる影響が大きいと考えてございます。

○川畑委員

もう一つ、第 3 ステーションは、地域分割によって距離数を相当削っています。約 43 キロメートル減少しているのですけれども、124 万 8,000 円となっているのです。平成 26 年度の 80 万 8,000 円よりも 44 万円多くなっているわけですが、その理由についても同じですか。

○（建設）雪対策課長

第 3 ステーションにつきましては、先ほど御説明させていただいた市長公約による増分、これがまず 1 点ございます。そのほかにこの第 3 ステーションにつきましては、もともと望洋台の 2 丁目、3 丁目という山合いの雪の多いエリアをしょってございます。この関係もございまして、もともとこの第 3 ステーションというのは排雪量がすごく多いエリアでございまして、除雪路線延長的に短くなってございますが、排雪量自体があまり大きく変わってございませんので、このような単価の食い違いといいたいまいしょうか、状況になっているところでございます。

◎共同企業体の再委託企業について

共同企業体の下請の関係、要するに再委託企業について聞きたいのですが、共同企業体が入札に当たって複数のステーションをかけ持ちすることはできないとされていると私は聞いておりました。平成 26 年度の除雪業務再委託を調べると、共同企業体の構成事業者が別の共同企業体の再委託企業、すなわち下請に企業として名を連ねている、その企業数は 6 事業所がありました。平成 27 年度においても、同事業所、いわゆる下請企業として名を連ねているわけですが、JV の構成メンバーのほかの JV 共同企業体の再委託を受けることは問題ないのか、その辺を聞かせていただけますか。

○（建設）庶務課長

JV 構成員の再委託の件についてでございますが、地域総合除雪業務の契約上の約款第 4 条に、再委託についての規定がございます。条項が短いので、少し読ませていただきます。「再委託等、第 4 条、受託者は業務の処理を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し又は請け負わせるときは、下請人の商号又は名称、その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。」と、このように規定されてございます。この規定におきまして、JV 構成メンバー、これを制限するという、そういった表現、規定になってございませんので、現状、JV 構成員を下請人に選定するということにつきましては、契約上、問題ないと考えております。

○川畑委員

これまでの議会の中で、盛んに市長をはじめとしてきめ細かな除雪について議論されてきているわけです。このきめ細かな除雪についてということで討論しているのですけれども、私はきめ細かな除雪というのは、先ほども言いましたが、市民が除雪結果を見て判断するものだと思っているのですよ。共同企業体のこの構成メンバー事業者

が、いわゆる下請事業者として作業することで共同企業体のメンバーになっている、その本業がおろそかにならないのかと、そのことが心配なのです。この点について、見解をお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

構成メンバーが他のエリアの下請に入ることで課題ですが、構成メンバーが他のエリアで下請をやっている構図というか、形の中で、この作業は主に砂散布作業でございます。こういった砂散布につきましては、各ステーションの区割りだけによらず、連続する市道を一連で行っていくケースが効率的ということもございまして、このような状況になっているのですが、いずれにしましてもこの企業体の趣旨からいまして、本来所属しているエリアの作業に対しておろそかにならないように、当然、今もやっていただいておりますけれども、今後ともきっちりとその辺は私どもも監視していきたいと考えているところでございます。

○川畑委員

今に関連して、私は J V、共同企業体というのは、砂まきも含めて除雪、排雪も含めてそういう企業が一緒になって J V を組むものだと思っているのです。だから、それをあえて下請にあちこちに回していくというのは、どうも不自然で理解できないのです。だから、その辺で本業が本当におろそかになっていないのかどうか、今、答弁いただきましたから、それについて、今後、十分注意して見ていただきたいと思えます。

◎生活道路の改善について

それともう一つ、私どもは常に言っているのですけれども、生活道路、これについては、この後、調査活動として、今年の冬と来年の冬に調査活動、2年間かけてやると言っているのですよね。その間は、生活道路は据え置きされてしまうのです。私はそこに不満を持っているのです。市民の皆さんは一番、切実に要求を出しているのは、生活道路だと私は思っているのです。その辺について、2年も待たなければだめなのか、もう今までもちゃんと経験してきているわけですから、1年の調査でこういうふうにするのだという方針を出せないものかと、そのことを聞きたいと思えます。

○（建設）雪対策課長

生活道路の改善に関するお尋ねですが、基本的に私どもとしては、この生活道路を見直していく上でも、やはり全市的に、なおかつ第1種、第2種、第3種、現状でございますこういった各路線の状況を踏まえた中で、いろいろと検討をしていかなければならないと考えてございます。ただ、いざそれまでの間というお話がございましてけれども、今、私ども、この生活路線の全体の、除雪路線調査も含めた見直しとはまた別に、雪押し場の増設に向けて、その制度設計ということ、検討を進めております。これについては、何とか平成 28 年度の中で制度化していければいいなと思っているのですが、こういったものが一定程度、制度としてできると、先ほどの赤岩の話ではないですけれども、各路線でこういった土地が少しでも増えてくると。それが生活道路の除雪も、工夫を凝らした除雪の中での改善というのも進めていくことも可能かと思っておりますので、まず大きな見直しとしては、この調査業務をやった中で、いろいろな課題を踏まえながら考えていく。そして、短期的といいましょうか、各年度の中では、こういった雪押し場を活用する中で、少しずつ工夫を凝らした中で改善を図っていくという進め方で考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○川畑委員

今年は幸いにしてか、まだ雪が、一旦降ったのですけれども解けてしまいました。幸せなことなのか、あるいは非常に運の強いことなのか、わかりませんが、この後、どちらにしても全く雪が来ないわけではないのです。必ずまた雪が降って、苦情がどんどん来ると思うのです。私ども議員には、各地域から直接的に夜昼関係なく電話が来るのです。そういう点では、雪対策課長にはお願いすることがあると思っておりますので、ぜひ御協力いただきたいと、そのことでこの項目は終わります。

### ◎住宅エコリフォーム助成事業について

それと、次の項目ですけれども、住宅エコリフォームの助成事業についてお聞きします。

まず、経過についてお話ししますけれども、この事業は建設常任委員会の全会一致、そして議会の全会一致でもって条例が施行されました。しかし、4月の建設常任委員会では、新たに建設常任委員になられた皆さんに説明して、恒久的な規定とするために、社会資本整備総合交付金の交付金導入が不可欠であって、交付金は10月の中ぐらいに要望するものとしていました。そのような経過があったと思います。予算特別委員会では、市長としても、今年度中実施については可能性を探りたいとしていたわけですが、建設関係団体とのヒアリングの結果、冬期間の需要の見込みはないと思われ、平成28年4月当初から実施してほしいとなったということで今年度の実施は見送りになった経過があります。

それで、第2回定例会の段階でのスケジュールにおいて、10月中旬に国費要望の計画であったわけですけれども、国費要望について、具体的にこのようにして決まりましたというのがあればお聞かせください。

#### ○（建設）建築住宅課長

今の国費の要望ということにつきましては、平成28年度の本要望を北海道に提出してしまっていて、来年度からほぼ国費が導入できるということで、事業を進めている最中でございます。

#### ○川畑委員

まず本決まりだというふうに捉えていいのですね。

今回、提示された事業案では、対象者について小樽市住宅リフォーム助成事業を過去に利用した者は不可とありました。これは、住宅リフォーム助成と住宅エコリフォームの助成案の相違点を表した表を示した際に、対象者の制限に記載されていましたが、このことについてはコンクリートにしないと私は記憶しているのですよ。なぜ委員会の議論もない中で、こういう制限をしたのか、聞かせてください。

#### ○（建設）建築住宅課長

前回の説明会で、私が説明したのですけれども、コンクリートにしたような表現をもししたのであれば、申しわけなかったと思います。あくまでも私たち建設部の案として示した状態です。必ずそれとということではなく、説明会では説明したかと思っております。

#### ○川畑委員

先ほども、前のときにコンクリートにしないと私は聞いたのだけれども、そうではないのですか。

#### ○建設部松木次長

今、委員の御指摘のありましたコンクリートにしないとということではなくて、前の説明会のときにお話がありました、内部のリフォームをやって、その後、今度、外壁などをやりたいと、そういった事例があるのではないかとということでお話しいただいたかと思うのです。そのときに私どもとしましては、広く市民に利用していただきたいということで、原案としまして、今回、住宅リフォームを1度利用した方については、御遠慮していただきたいということで、当委員会に諮らせていただいたと、そういう経過でございます。

#### ○川畑委員

なぜそうしなくてはいけないのか、よくわからないのですね。最初からもうできませんと言ってしまったら、何もその後進まないですよ。実際に何か起きて、大変なことが起きたからだめになったというのならわかるけれども、そんなことではないのでしょうか。

#### ○建設部松木次長

今、委員がおっしゃったとおり、今回やりますのは、あくまで初年度の、初めてやるケースですので、その辺は応募状況を見ながら、今後、次年度に向けて、前に利用した方についても再度利用することが可能かどうか、その辺を少し検討してやっていきたいと考えております。

### ○川畑委員

住宅リフォームの助成制度の利用者は対象外にするということで、応募状況を勘案して検討すると言うのだけでも、具体的にそれでは応募が来た場合に、どういうふうにするつもりでいるのですか。

### ○（建設）建築住宅課長

来年度の、今、次長もどのくらい来るかわからないということもありますので、来年度の予算については、国費として国に 500 万円ということで事業費を請求というか、要望しておりますので、すぐ増額ということは難しいと私どもは思っております。来年度、実際に、事業を進めていく中で、かなりの応募者が見込めるのであれば、その辺の予算措置も含めて考えていければと思っております。

### ○建設部長

補足させていただきますと、以前に行った住宅リフォーム事業の中にも、項目とすればエコの要素は入っていたということがございます。そういうことですので、過去にやった方は何件かはエコリフォームが済んでいるだろうということがございます。その中で、新たにエコに特化して始めるということでもありますので、前回は 3 年限定でしたけれども、これからはある程度恒久的なことをやっていくということで、できるだけ多くの方に制度を使っていただきましょう。そういったことで、最初の私ども当初の設計とすれば、以前に住宅リフォーム制度を御利用された方は、御遠慮いただくということで、まずは何もというのは失礼ですけども、新たにエコリフォームをやっていきたいという方を対象にということで、今、制度設計しているところでございます。

ただ、これから何年か続けていく中で、例えば私どもが当初予定していた事業数に応募が足りないという中で、以前にやった住宅リフォームがもう経年で劣化してきますから、そういった中でどうしても必要なのですといったことで、エコをやりたいのですといったことがあれば、その時点でそういった需要といたしますか、そういった市民の方の要望というのは考えながら、また制度の、その使えない使えるという部分については、検討したいと考えているところでございます。

### ○川畑委員

どうも話を聞いていると、後ろ向きなのです。積極的にやるという立場であってもらわないとうまくないですよ。

（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）

そして事業費の表示が前回 500 万円だと。今回の説明書に何も金額が書いていないですよ。書いていないでしょう。先ほど課長が、前回と同じ 500 万円と言うのだけれども、500 万円といたって、そのうちの半分 250 万円は国庫金ですよ、交付金ですよ。市がたった 250 万円ですよ。それでたくさんの応募が来るなんて、考えられますか。そういう消極性が私は許せないというのです。それを変えてください。どうですか。

### ○建設部松木次長

今、委員から御指摘がございましたけれども、まず、今回、事業費の表示がないということにつきましては、まだ今、財政部に予算要望をしている段階でして、今後、財政部長ヒアリング、それから市長ヒアリングがございませう。その中で議会の議決を得てやるということになるものですから、今回少しその部分については、前回の説明会の中で御提示したものですから、省かせていただいたという経過でございます。

それからまた、積極的でないというお話でございますけれども、私どもとしましては、今回、初めてやるということなものですから、その辺、応募状況というものが前のリフォームの経過を含めてどれくらいあるかということ想定してやってはいるのですけれども、今後、その応募状況のいかんによって、来年度以降、その辺を含めて考えていきたいと考えています。

### ○川畑委員

最後にしますけれども、先ほど言ったというけれども、たった 500 万円の事業費で、たくさん来るという状況は

ないと思うのです。だから、そういう意味では、逆に言ったらもっと予算を 1,000 万円ぐらいに増やしてやるくらいの気持ちがなければ、応募する市民のほうだって萎縮しますよ。そういうことではよくないと思いますので、ぜひ改めていただけるように検討してください。

○委員長

答弁はよろしいですか。

○川畑委員

答弁できないと思いますので。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 51 分

再開 午後 3 時 10 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

○（建設）雪対策課長

冒頭、御報告させていただきました除雪対策本部の体制強化にかかわる資料、この中に誤りがありましたので、御報告させていただきます。

資料の 2 ページ目になります。

こちら「除雪対策本部組織体制概略図」とありますが、この上段、現行体制のほうになります。この現行体制の中の一番下の列になります。左側に「港湾班長」とありまして、「港湾室事業課長」と括弧書きされてございますが、この二つ右側になります。「落雪防止係長」、そして括弧書きとして「相談指導係長」とあるのですが、これが「港湾係長」、そしてその括弧書きとして「事業課主査」ということになります。それと、その右側になります、「落雪防止係員」と書いてございますが、これが誤りで、「港湾係員」、こちらが正解でございます。

おわびして訂正をさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

○委員長

後ほど資料は改めて。

○（建設）雪対策課長

後ほど資料は差し替えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長

それでは、質疑を続行いたします。

公明党。

---

○高橋（克幸）委員

◎陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方について

それでは、陳情第 10 号から質問させていただきます。

各委員からも質疑がありましたけれども、委員会で午前中視察をしてまいりました。私の地元でもありますので、大変よく存じ上げているところです。前田委員が質問していましたが、私も同じ質問、要望ですけれども、この赤岩保育所や特別養護老人ホームはるの施設の建設時に、除雪については配慮するという言葉を私も聞きました。議

会の中で議論があったかどうかという記憶はありませんが、ぜひ当時の担当者、誰なのかわかりませんが、  
どういう打合せをしたのか、約束をされたのか、その辺の事実経過を調べていただきたいと思います。その焦点  
がぼけますと、少し議論がかみ合わなくなりますので、この点について再度お願いをしたいと思いますが、いかが  
ですか。

○（建設）雪対策課長

今、委員から御指摘をいただいた件につきましては、当時、何年ぐらいにそれが交わされたのかというこの辺を  
少し調べまして、当時の者に話を聞き、その内容について確認していきたくてと思っています。

○高橋（克幸）委員

この道路については、以前、議会の中でも議論になっておりました。拡幅するとかしないとかというところまで  
たしか議論があったかと思います。陳情書の要望は、排雪をしてほしいというのがメインだったと思います。私は  
全てきれいにするというのはなかなか難しいと思っていますので、私が提案したいのは、試験的にでもピンポイン  
トでやっていただけないかということです。

一つは、場所で言うと、特別養護老人ホームはるのこちら側の赤岩郵便局のあるほう、この道路が一番交通量が  
多いのですよ。上からも来るし、下からも来るし。これ、冬は一本道路になります。それで、全然交差できないの  
です。一番のネックは、ここの赤岩郵便局のところ。あそこがぐっと狭くなっている、その上は歩道があり  
ますから、押そうと思えば押せるのです。この郵便局の下のほうは、今日見たように車庫がありますから、雪が  
ないのです。十分交差できる。ここの郵便局の周りをどうにかしてもらえれば、少しはよくなるかと思っているの  
ですが、検討していただけないですか。

○（建設）雪対策課長

今年の冬の状況をまず確認させていただきたいと思います。その中で、やはりこの交通障害を起こしている局所  
的な雪山というところであれば、そういった処理というのは、ほかの場所でもやっている事例もございますので、  
こういったことで改善が進むのであれば、その辺についても検討はさせていただきたいと思います。

○高橋（克幸）委員

もう一つは、通学路という話もありました。一番問題になっているのは、この両端がすり鉢状になることです。  
だから、どうしても子供たちは真ん中を歩くので、本当に危ないのです。もう一つの提案は、今言ったこのコの字  
の道路の、できれば少しでもそういう状況がなくなるような除雪若しくは近いような排雪ができないかと。全部は  
難しいでしょうから、こういう部分的な試行ができないだろうか、これを必ずやってくれとは言えませんので、今  
年のその見直しみたいな形で試験的にでもいいです、やっていただけないかと思うのですが、その検討については  
いかがでしょう。

○（建設）雪対策課長

今、御指摘のこの道路の除雪の路面状況につきましては、いずれにしましても、今年、この第2種路線につつま  
しては、出勤基準を上げて除排雪を行ってまいりますので、その状況を確認させていただきたいと思っています。  
その上で、やはり危険な状態があり、それが何らかの工夫をすることで改善が見込まれる部分があれば、それにつ  
いては少し検討はさせていただきたいと思います。まずは、試行のこの第2種路線の見直し、こちらの状況を確認  
させていただきたいということをお願いしたいと思います。

○高橋（克幸）委員

調査費もついていますし、こういう面もぜひいろいろな意味で検討していただきたいと思っています。この件はこれ  
で終わります。

◎住宅エコリフォーム助成事業について

次に、報告内容ですけれども、住宅エコリフォーム助成事業についてです。

対象者、同一の住宅について 1 回限りというのは、一生に 1 回ということでしたか、それともその年に 1 回ということでしたか。その確認をお願いします。

**○（建設）建築住宅課長**

その住宅 1 戸に対して 1 回限りということで、今、我々は考えております。

**○高橋（克幸）委員**

議員間の勉強会の中では、やはりいろいろなリフォームがあるだろうということで、エコリフォームについても、今は全てできなくても、5 年後ないし 10 年後にはできるかもしれない、その可能性が十分あるということで、それは複数回になってもやむを得ないのでないかという議論もあったわけですが、これはもう検討の余地はないということになるのでしょうか。

**○建設部松木次長**

前回やりました住宅リフォームにおいては、基本的に 1 回限りということであつたのですが、ただ、リフォームをした後、今、委員のおっしゃるように、当然、今年、エコで給湯器などが入りました、そして 5 年後、10 年後に例えば窓をやりたいという、そのような御要望も当然あると思います。そういったことに対しましても、5 年後、10 年後に今のこの制度というものが、よりよい制度となるように、毎年いろいろとやっていくわけですので、その中で検討させていただきたいと思っています。

**○高橋（克幸）委員**

これは案ですから、私はこれはコンクリートにしてほしくないと思います。なぜかという、今、次長もおっしゃったように、水回りの設備というのは、ボイラーも含めて大体寿命は 10 年から 15 年です。そのときに、近隣の方もそうでしたけれども、もう今年エコジョーズにかえてしまいました。少し話ししたら、いや、来年まで待てばよかったかなという話もありましたが、これは残念ながら議会がとにかく早くしてほしいということは何回も何回も議論をし、お話をしていたのですが、最終的には来年度からということになってしまいましたのでやむを得ないのですが、大変残念だと思いますので、先ほども言ったように、設備関係は特にそういうスパンで改修というのが確認できますので、ぜひ検討方お願いしたいと思います。

もう一点、予算の件です。先ほど 500 万円と言いましたけれども、これだけ 1 年間も投げておいて 500 万円というのはあまりにも少ないと思います。我々議員の勉強会で、本当に経済的ないろいろな影響があるだろうということも含めて、少しでも多くの市民の皆さんにという思いがありました。これは単費としてももう少し増やしていけるのではないかと思いますので、これから市長査定もあると思いますから、部長にはぜひこれを頑張ってください、増額の交渉をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

**○建設部長**

一つこの 500 万円というのも、今、細かいデータは持ち合わせていないのですが、過去の助成実績、それから過去の住宅リフォームのときのエコの要素があつたものから一定程度算定した部分でございます。それに基づき以前にも皆様にも御提示申し上げまして、交付金にも要望しているということですので、これが一つの軸になって予算議論をしていく形になると思いますので、それ以降の金額につきましては、また次年度以降、この要望でどうしても足りないのですという要望が殺到しまして、そういったことがあれば、また私どもも次年度といいますか、平成 29 年度以降の予算の中で積極的に要求はしていきたいと考えております。

**○高橋（克幸）委員**

部長は今年度やる気がないみたいですから、非常に残念ですが、わかりました。それはそれでいいです。であれば、補正予算でしっかりと要望が多かったときは取り組んでいただきたい、これは約束していただきたいと思います。

○建設部長

ふたをあけまして、予算が本当に足りないですといったことになれば、国費の部分も含めまして、財政当局にはそういった実情を話して、補正の中で対応できるのかどうか、また検討したいと考えております。

○高橋（克幸）委員

市長にもお話ししておいてほしいのですけれども、政策的な誘導としては、非常に有効性があると我々は思っていますので、以前は3年限定の制度でしたが、ずっと続くわけですから、そういう意味ではぜひ初年度としてそういう動きをしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎借上市営住宅について

質問を変えます。借上市営住宅についてです。

千葉委員長も一般質問で行いましたけれども、建設常任委員会として視察を富山市に行ってまいりましたので、私からも質問をさせていただきたいと思います。

まず、住宅マスタープランでは、コンパクトシティという概念があるわけですが、高齢化を迎えた小樽市にとっては、これは大事な視点だと思っていますけれども、市としてはどういう考えなのか、お知らせください。

○（建設）越智主幹

住宅マスタープランにおきましては、目標のところコンパクトな住宅市街地づくり、そういう形で目標として掲げております。具体的にコンパクトシティと言っていることではないのですけれども、中心部、いわゆるまちなか居住ということで表現はさせていただいて、その中で施策を示させていただいているところです。

○高橋（克幸）委員

それぞれいろいろな言葉がありますので、確認をさせていただきたいと思います。この中には、新築で借り上げるもの、それから買取りの公営住宅の制度、そして今回挙がっている既存の借り上げ住宅と、この3種類あるわけですが、それぞれについて簡単に結構です、説明してください。

○（建設）越智主幹

まず、買取りの市営住宅ということでございますけれども、小樽で言いますと稲穂北住宅がそれに該当します。これは民間で建てていただいた建物の一部を市営住宅として買い取る制度ということになります。そのまま引き続きまして市営住宅として維持・管理していくと、そういうものが買取りという形になります。

新築の借り上げということは、整備基準に従って民間の方に建てていただいた建物を、期間を切りまして市営住宅で維持・管理するということです。その一定の期間が終わり次第、建物については民間にお返しするというような考え方になります。

既存の借り上げというものは、新築によく似ているのですが、整備基準に従って建てていただくということではなくて、現在、既存の住宅を市営住宅として借り上げていくと、そういう形になりまして、借り上げた後、その期間が終わった後について、お戻しするということでは同じという、そういう形になっております。

○高橋（克幸）委員

それで確認なのですが、買取りは別にして、新築とそれから既存と2種類あるわけですね。一般質問の答弁では、借り上げについては道内では導入されていない制度であると。新築については、北見市とか、ほかにもありますけれども、なぜ小樽として新築ではなくて既存住宅を選んだのか、その理由をお示してください。

○（建設）越智主幹

まず、新築の借り上げの制度につきましては、前回の住宅マスタープランにも事業として実は載っております。平成17年からの住宅マスタープランの間に、市の中でさまざまな建替え事業が進んでいる中で、民間のそういう借り上げについてのお話、相談等がなかったという経過もございます。そういう経過がありまして、今回、次の住宅マスタープラン、今回策定させていただいた住宅マスタープランの中で、それと同じような形でまちなか居住です

とか、そういった空き家対策等々を含めて対応できる制度ということで、借り上げをまた新たに考えていったという形になっておりまして、新築について相談等がもしあれば、またそれに基づいて計画等を策定する、検討するということがあったのかと思うのですけれども、現在までそういうことがなかったということがあって、制度設計に至っていないという形です。借り上げのほうについて、そういうこともあって予算的に少し今回については位置づけさせていただいたという形になっております。

**○建設部武藤副参事**

1 点、補足したいと思います。新築を選ばなかった理由でもう一つあるのですけれども、今回、住宅マスタープランで検討しているときに、中心部に公営住宅が、市営住宅が少ないですがあるのですけれども、非常に高倍率です。郊外のほうはどちらかという倍率が低くて、あきもあるのですが、何とか中心部、いわゆるまちなかに市営住宅を整備したいという、なかなか建設できるような遊休地がないというのもあって、住宅マスタープランの中では空き家対策というのも重点施策で打ち出しているものですから、既存の民間の共同住宅であきがあるということが業界に聞き取りしましてわかったものですから、そういう利活用も含めたというのが、もう一つの既存を選択した理由でございます。

**○高橋（克幸）委員**

既存のほうの可能性が高いということなのですね。まちなかですので、なかなかあいた土地はないですから、それはわかります。

それで一つお願いしたい点があるのですけれども、富山市の視察でも議論になりました。新築で通常どおり市で建てたとき、それから新築借り上げのとき、それから既存の借り上げの住宅、この三つのパターンでぜひ試算をしていただきたいと思います。同じような建物の規模で、土地は別にして、すぐとは言いませんけれども、今後の参考にしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

**○建設部武藤副参事**

今、今後、試算というお話で、それについては、条件設定もいろいろとありますから、検討してみたいと思います。ただ、これまでもシミュレーションをしました経過があるので、少しだけ答弁申し上げますと、平成 17 年に前回の住宅マスタープランを策定したときに、既存の借り上げはなかったのですけれども新築借り上げというのを事業としてメニューに入れるときに、直接建設と新築借り上げを細かく条件設定してシミュレーションしました。それを比べると、直接市が建設して提供するよりは、新築借り上げをして提供するほうが、財源的にはあまりメリットが少ないという経過がありました。簡単に言いますと、例えばまちなかで 30 戸か 40 戸、市営住宅を建てました、5 億円かかりましたと。そうなりますと、直接建設というのは、初期投資で 5 億円建設費にかかります。実際はそれにプラス土地代がありますので、1 億円とか、それぐらい増えるのですが、新築借り上げの場合は、同じように 5 億円かかりますけれども、土地代がかかりません。ただし、新築の場合は、今、最大で 20 年間借り上げられるのですが、20 年間で返却するものですから、5 億円を 20 年間で投資するような考えで、直接の場合は公営住宅法で 70 年間の耐用年数があるものですから、初期投資は確かに 5 億円かかりますけれども、70 年間使えるということもありまして、そういった状況が前回のシミュレーションであったというのを、申し添えておきます。

**○高橋（克幸）委員**

そういう具体的になると、口頭ではよく理解できませんので、シミュレーションのペーパーをお願いしたいということでございます。

次に、スケジュールと考え方も一般質問の答弁で市長からありました。今年度中に基本的な方針、そして平成 28 年度に制度設計の決定と答弁をいただいているわけですが、考え方で確認したいのは、先ほど武藤参事からお話がありましたが、業者からの情報収集という点です。国土交通省の既存民間住宅の借り上げのガイドライン案というのが示されていますけれども、この絵といいますか、仕組みの中に、宅地建物取引業者、それから賃貸の

所有者、地方公共団体、地方自治体、この三角形の関係があるわけですが、私は情報収集も含めて、今後の考え方で宅地建物取引業者若しくは宅建協会とのかかわりが非常に大事かと思っているのですが、この辺の考え方はいかがでしょうか。

**○建設部武藤副参事**

業界とのかかわりという御質問でございますけれども、私どもも非常に必要だと考えていまして、これまでも宅建協会の小樽支部と、あと市内には小樽市アパート業協同組合というのもございまして、この二つの団体から、市が既存のものを借り上げるような制度をもし予定した場合ということで少し聞き取りをした経緯があります。このガイドラインの中には、本州には地方公共団体の事務負担の軽減ということで、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者、あと地方住宅供給公社等と連携して、可能な限り外部に委託することにより、地方公共団体の事務の負担を軽減するような御説明がございまして。私どもの管理の部分について言いますと、今は指定管理者制度を運用していますので、既存で借り上げた場合も同様な形でやりたいと思っています。ただ、それ以外の部分で制度を導入するに当たっては、当然、業界の協力もいただきたいと考えていますので、説明会なりをしながら協力をいただく中で進めたいと考えてございます。

**○高橋（克幸）委員**

雑駁でいいのですけれども、武藤副参事の情報を得ている中で、まちなかで、例えばマンション、アパートというところで、丸々あいているところというのは、私、あまり認識はないのですけれども、その辺の情報の中身というのはどうなのでしょう。

**○建設部武藤副参事**

聞き取りをした際には、先ほど言いました二つの団体ともに、1棟丸々あいているものはないというお話も聞きました。ただ、階ごとに、例えば1階だけとか、2階だけがあいているものはあると。また、状況によってはあきが多いという住宅もあるので、もしそういう制度ができれば、それを見据えて、ある程度募集に対しても申請するとか、そういうことは今後考えていきたいというお話がありました。

**○高橋（克幸）委員**

これからの課題ということで検討されるのでしょうかけれども、丸々1棟であれば市営住宅としてという管理の仕方ができるかと思うのですが、例えばワンフロアだとか虫食い状態だとかとなると、市営住宅と民間住宅との差ができるわけですね。どこまで管理するかということもあります。それから、よく市営住宅でも、今、問題になっていますが、上からの音、横からの音という、そういうクレームも結構あります。上は民間だから、いや、しょうがないですねという話にはならないと思いますから、そういう意味で非常に難しいところですが、この辺の管理の仕方というのはまだ検討中だと思いますが、考え方があれば、お願いします。

**○建設部武藤副参事**

私どもも本当はできれば1棟全部借りたいところですが、やはり空き室があるところを利活用ということですので、ばらばらに借りるというよりは、今は階ごとということで考えております。今、御指摘のあったように、確かに民間のオーナーが管理する部分と市が管理する部分が混在する建物になります。基本的には、民間の管理する例えば民間アパートの契約書などいろいろと集めたりしているのですが、市営住宅と同じようにいろいろな決まり事があって、隣近所に迷惑をかけないようにやっていますので、確かに考えると市営住宅と民間ということで、なかなか難しいのではないだろうかと思うのですが、集合住宅、共同住宅と一緒に住まいをするという意味では、管理をするのは、騒音などは同じだと思います。そういうことで、制度設計の中で管理の仕方も問題ないようにしたいと思いますが、正直なところ、初めて導入する制度です。課題ということでは押さえて、その辺は慎重に進めたいと思っていますところでもあります。

○高橋（克幸）委員

それから、家賃の問題です。市営住宅なので、当然、民間住宅と比べて低いわけですが、その辺の査定はどうするのかということもあります。これが一つ。

もう一つは、市営住宅としての構造基準とか設備基準があるわけですが、ガイドラインではそれは緩和してもいいということになっております。この辺の考え方、この 2 点をお願いします。

○（建設）越智主幹

家賃につきましては、借り上げる家賃ということになるかと思うのですが、市営住宅で言うところの近傍同種家賃といいまして、民間住宅に相当する家賃というものが一つベースになりまして、それから入居者の収入によって応能応益家賃ということで家賃算定されますので、その辺の見合いということになるのですが、借り上げる金額については近傍同種家賃で、大家との交渉ということになりますし、入居される方については、先ほどの応能応益という収入に応じた家賃という形になるかと思っております。

あと、構造基準ですけれども、今の整備基準というのは、あくまで新築を前提とした整備基準となっております。今後、制度の検討の中で、今度、借り上げるに当たってどういう基準にするのかということについて検討していきたいと、条件を緩和するというか、そういう形で検討をすることを考えております。

○高橋（克幸）委員

スケジュールを最後に聞きたいのですが、平成 28 年度に制度設計を決定するというので、これはいつごろ決定されるのかというのが一つと、それから具体的な制度自体はいつからスタートする予定なのか、この辺がわかっていますら、お示しください。

○（建設）越智主幹

制度設計と、スタートの時期なのでありますが、今、まさに制度設計している最中でございまして、条例改正等ともどういう形で持っていくのかということも、これから検討していく形になります。それと、子育てということが出てきますので、これは借り上げていく期間のことにもかかわってくると思うのですが、どれぐらいのスパンで借り上げられるかということですか、そういうことも含めての検討した上での条例改正という形になってくると思いますので、その辺をできるだけ早くやっていきたいとは考えているのですが、まだ今それをやっている最中なものですから、委員のおっしゃられるような具体的な時期については、なかなか申し上げにくいというのが正直なところで、できるだけ 28 年度中に条例改正等を進めまして、早い時期に開始したいと考えております。

○高橋（克幸）委員

この件については、また具体的にお示しがあると思いますので、議論していきたいと思っております。

◎除排雪について

最後の質問ですが、除排雪についてということで、今日、資料要求をさせていただきました。除雪共同企業体から小樽市長に要望書として出された内容です。そう長い文章ではありませんので、読み上げて紹介していただきたいと思っております。

○建設部片山副参事

要望書の全文ということでよろしいでしょうか。

最初から読み上げさせていただきます。

「要望書。平素は、小樽市地域総合除雪業務に当たり、地域総合除雪業務共同企業体並びに構成各社（以下、「JV 等」という）に対しまして、格別の御指導と御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。JV 等におきましては、これまで地域総合除雪業務等を担い、市民の安全と安心の確保のため、一丸となって業務を遂行してまいりました。今年度の除排雪業務に当たりまして、JV 等におきましては、人員の確保や作業機械の整備を行い、地域総合除雪業務の入札に参加すべく準備を整えておりましたが、突然の参加資格要件の変更により、一部の地域では二度に

わたり共同企業体が入札に参加することができず、このことにより市民の皆様には大きな不安を与える結果となりました。このことは、市の突然の入札参加要件の変更由来のものであり、JV等におきましては、市に対し大きな憤りと不信感を増長させるものとなりました。もとより、除排雪業務の見直しについては、より効率的かつ経済的な観点から必要なことであると考えておりますが、この度の参加資格要件の変更は、これまで地域総合除雪を担ってきた経験豊かな共同企業体を結果として排除することにも繋がり、市の除排雪業務の執行に大きな支障をもたらすものであります。また、参加資格要件の変更の理由についても、ただ単に将来を見据えてというだけで、納得の行く説明はなされておられません。仮に将来を見据えんとするならば、十分な調査や議論が必要なはずであり、この度の突然の参加要件変更は、決してそのようなものではないと考えております。更に、2社から4社への共同企業体構成員の変更がきめ細やかな除雪体制の構築にどう繋がるのかも全く不明であります。本来、共同企業体の結成は自主結成によるものであり、小樽市共同企業体取扱要綱においても構成員の数は2社または3社とするとなっております。構成員の数については、各地域の置かれている条件によって当然異なるものであると考えるべきであり、一律に決定すべきものではないことは言うまでもありません。このようなことから、この度の市の対応は、長年培ってきた信頼関係を損ねるものであり、誠に残念というほかはありません。JV等におきましては、今後とも市とともに、市民の安全・安心な冬期間の生活の確保のため、全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、次年度以降の除排雪業務の見直しに当たっては、市民や業界各般にわたり事前に意見聴取や要望の把握を行うとともに、拙速に進めるのではなく、十分に時間をかけて議論をし、決して見切り発車のような事態が生じることがないよう切に要望いたします。」

**○高橋（克幸）委員**

今まで議会議論の中で、理事者側、議員側で議論をしてまいりました。その中には、業者の方々の声というのは本当に断片的なものしかない、そういう状況でした。今回、市長に対して正式に文書で、しかも代表印を押した正式な文書で提出されてきたわけです。ですから、業者の言葉としては、私は非常にこれは重いものだと受け止めていますし、そういう認識です。建設部の認識を伺いたいと思います。

**○建設部片山副参事**

12月1日にこの要望書を受けまして、我々としても、今、委員のおっしゃるように、大変重く受け止めている次第でございます。

**○高橋（克幸）委員**

業者の皆さんの言葉を引用して若干質問させていただきたいと思います。

1ページ目後段、突然の資格要件のところですけども、「このことは、市の突然の入札参加要件の変更由来のものであり、JV等におきましては、市に対し大きな憤りと不信感を増長させるものとなりました」。これが業者の皆さんの感じたことですよ。これに関して、建設部はどのように受け止めていますか。

**○建設部片山副参事**

大変重く受け止めているということでございますけれども、我々も説明をしてきたわけでございますけれども、その説明が少し足りなかったのかと感じてございます。

**○高橋（克幸）委員**

いや、そんなものでないと思いますよ。憤りでなくて大きな憤りですからね。この言葉は大変重たいと思いますよ。もう一回答えていただきたいと思います。

**○建設部片山副参事**

大きな憤りということで、不信感という言葉もございますので、我々としても説明が足りなかったということもございまして、もう少しコミュニケーションなりその説明を丁寧に行う必要があったのかと感じてございます。

○高橋（克幸）委員

次に、1 ページ目の下のほうです。これは議会でも何回も議論させていただきました。「これまで地域総合除雪を担ってきた経験豊かな共同企業体を結果として排除することにもつながり、市の除排雪業務の執行に大きな支障をもたらすものであります」。参加資格要件の変更はということですが、これは私が今まで言っていた、ないがしろにするのかというよりも厳しい言葉です。排除するのではないですかという指摘です。これについてはいかがですか。

○建設部片山副参事

排除するという事は毛頭考えてございません。JVの要領変更につきましては、将来を見据えて少しでも多くの業者に除排雪業務に携わっていただきたいという、こういう思いでいたわけてございまして、今の除排雪業務を担っていただいている業者も含めて、将来的な体制を見据えて除排雪業務を担っていただきたいということの思いでございます。決して排除するという考えはございません。

○高橋（克幸）委員

副参事、それが全く伝わっていないわけですよ。ですから、こういう言葉が出てくるわけであって、今のその説明、関連しますけれども2 ページ目の頭です。「また、参加資格要件の変更の理由についても、ただ単に将来を見据えてというだけで、納得のいく説明はなされておられません」と。私は、前回の建設常任委員会でも聞きましたけれども、全体の説明会というのはやっていないわけですよ。皆さんとの意見交換、質問も受けていないわけですよ。だから、こういう言葉が出てくるのではないですか。なぜ全体の説明会をしなかったのですか。

○建設部片山副参事

確かに全体の説明会は開いておりません。理由につきましては、文書での説明で十分であるという判断の下で、全体の説明会を開催しておりませんが、既に申請のありました共同企業体の代表者の方には、この変更の内容については御説明させていただいた次第でございます。

○高橋（克幸）委員

説明をしたと言いますけれども、いつされたのか、何回されたのか、納得されたのですか。

○建設部片山副参事

JVの要領を変更するときに1回、共同企業体の代表者の方に変更の内容については御説明させていただいております。そのときには、JVを組む際には信頼できる業者としっかりとした体制を組みたい、それから今の時期では4社以上で組むのは難しいのではないかと、そういうような御意見もいただいております。

○高橋（克幸）委員

私が大事だと思うのは、納得のいく説明がされておられませんと。100パーセント納得をするというのは難しいでしょう。ですけれども、納得のいく説明は全然ないのだということなのですよ。だから、何回も言っていますけれども、私は今回の変更はあまりにも一方的で、拙速すぎたと思うわけですよ。皆さん異口同音に感じるのは、将来を見据えてという言葉は何を指しているのだと、具体的に示してくれというのが、業者の皆さんの意見ですよ。これはいかがですか。

○建設部片山副参事

将来を見据えてということですが、現在、我々が認識している課題としましては、除排雪業務を担っていただいている運転手、オペレーターの方の高齢化が大きな課題かと思っております。また、人口も減ってきております。そういう状況も踏まえて、将来的には5年後、10年後の小樽市の除排雪の体制、状況をイメージしたときに、冬の安全で安心な市民生活を支えるために、どういう体制が必要なのかということイメージしまして、将来を見据えてということで、少しでも多くの業者さんにこの除排雪業務に携わっていただいて、一丸となって小樽市を支えていただきたいと、そういう思いでこの将来を見据えてという言葉を使っております。

○高橋（克幸）委員

よく理解できないのですけれども、確かにオペレーターとかは年齢もどんどん重なっていきますから、少なくなっているのは事実です。ですが、単にそれだけを言って2社から4社になったという説明にはならないのではないですか。この辺の議論は何回もやりましたからやりませんが、もう一つです。その後段、「さらに、2社から4社への共同企業体構成員の変更がきめ細やかな除雪体制の構築にどうつながるのかも全く不明であります」と。「全く」がついているのですよ。全然理解できていないということですよ。これはいかがですか。

○建設部片山副参事

全く不明という表現をいただいております。これにつきましても、我々の説明が少し足りなかったと、十分でなかったと感じております。きめ細やかな除雪ということは、除排雪を改善する取組のことを意味しておりまして、少しでも除排雪がよくなったと市民の皆様を感じていただけるように取り組むということでございます。業者にはこの辺の説明が十分に足りていなかったと感じてございます。

○高橋（克幸）委員

実際、事業をする業者は、具体的な数字、具体的な指示がなければできないわけですよ。ここをきれいにやっただけと言ったって、何を基準にきれいにすればいいかわからないのではないですか。ですから、きめ細やかな除雪というのは、何なのかというのを定義しないと、だめなのではないですか。これがきめ細やかな除雪ですよ。去年と比較してこれが違うのですよ。そういうことを指示する必要があるのではないですか、いかがですか。

○建設部片山副参事

なかなか数字で示すことは難しいのですけれども、少しでも除排雪がよくなったと皆さんに感じていただける、それから除排雪を改善する取組、これがきめ細やかな除排雪につながるということで考えてございます。

○高橋（克幸）委員

では、きめ細やかな除雪を判断するのは市民ということでもいいのですか。

○建設部片山副参事

市民の皆様もそうですし、除排雪業務に携わっていただく業者、それから小樽市、これを含めて皆さん除排雪がよくなったと感じていただけるような状況をつくり出すことが重要だと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

よくわからないですね。では、逆に聞きます。業者に対してきめ細やかな除雪をどういうふうに指示するのですか。

○建設部片山副参事

いろいろなアプローチがあるとは思いますが。一つは、住民要望に対応していくということもございまして、除雪の作業にしっかり取り組むという具体の例でいきますと、除雪のときに圧雪管理をして、雪盤ができていますわけですが、降雪があったときにしっかり雪盤をおこすということも、きめ細やかな除雪につながるということになると思います。また、今年、公約でガタガタ道路の見直しですとかも挙げております。そろばん状の道路をタイミングよく解消していくということも、きめ細やかな除雪につながるものと感じてございます。

○高橋（克幸）委員

この辺の議論はさんざんやりましたのでもうやりませんが、最後に「このようなことから、このたびの市の対応は、長年培ってきた信頼関係を損ねるもの」だと。損ねたのですよ。不信感も増大したわけですよ。私は不思議なのは、建設部として、市長に対して4社と言ったと、変更を言ってきたときに、いやいや、今年は例年どおりいったほうがいいのではないかとというような趣旨を説明されたのかどうか、それが非常に疑問です。これはどうなのですか。

○建設部片山副参事

少しでも多くの業者に携わっていただきたいということでの 4 社と、4 という数字でございます。4 という数字がひとり歩きしておりますけれども、少しでも多くの業者に携わっていただきたいということの考えで、今回の入札の要領の変更になった次第でございます。

○高橋（克幸）委員

副参事、わけのわからない答弁をしないでください。最終的にあなた方は 3 と言ったのでしょうか。市長はそれののんだわけでしょう。だから、私は聞いているのですよ。

長年培ってきた信頼関係を損ねてしまった、私はこれは事実だと思います。何回も確認していますけれども、責任の所在は建設部長にあるということで、部長みずからお認めになりました。今回のさまざまな、これからいろいろと検証もあるでしょうし、意見交換もあるでしょうが、ある機会を捉えて、建設部の代表として部長は業者に対してきちんと謝罪をしていただきたい。大変迷惑をかけたと、混乱も与えたということで謝罪をしていただきたい、それがやはり部長の責任のとり方だと私は思っているのですが、いかがですか。

○建設部長

今、私の最初の 2 社から 4 社に変えたということで、まず、その市長との確認が十分でなくて 2 社をとということで最初発注してしまったと、しまったという言い方をしますけれども、したということが端緒でございます。そういった中で、一つこういった要望書が来ているという経過がございます。そういった一連の中で、市長の思いも説明し、また私のこういった経過も説明していきたいと思っておりますし、この要望書も重く受け止めておりますので、この中に業界が意見聴取、要望の把握を十分するという御要望がございますので、ここについては業者に、おっしゃったようにどういう機会になるかは別としまして、きちんと御説明をし、要望は承ってまいりたいと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

いや、私ははじめをつけて業者に対して謝罪してくださいと言ったのですよ。それはどうなのですか。

○建設部長

謝罪という、どういう言葉になるかわかりませんが、こういった業者から要望が来ているといったことに対しましての私の考えといいますか、そこら辺は御説明したいと考えております。

○高橋（克幸）委員

いやいや、そうではなくて、私の質問に答えてください。

はじめをつけて、業者に混乱を与えたと私は思っていますから、部長はそういう認識ではないのですか。これは重く受け止めると言ったのでしょうか。そうではないのですか、もう一回答えてください。

○建設部長

重く受け止めるということは、そのとおりでございます。その中で、業者から混乱しているといったこと、それから市に対して大きな怒りと不信感を増したといったことは、こういう主張があるということは重く受け止めているところでございますので、それに対しまして意見交換の中で、これまでの経過についていろいろとお話はさせていただく中で、私の考えは申し上げさせていただきたいというように考えております。

○高橋（克幸）委員

これでやめますけれども、部長、市長と同じ答弁なんかしなくてもいいのですよ。建設部の部長なのですからね。ある意味、建設部の代表ではないですか。なぜ素直に業者に対して申しわけなかったということと言えないのですか。そんなことで信頼関係を回復できると思っているのですか。最後、それを答弁してください。

○建設部長

信頼関係については、もうこれはいろいろな質問の中であるかもしれませんが、除雪というのは、市、そ

れから業者、それから市民の皆様、そういった協働関係ということは再三申し上げているところでございます。ということは、業者側の信頼を回復するというは、信頼がなければやっていけないということは委員がおっしゃるとおりでございますので、どういった形で信頼を取り戻すか、それにつきましては、今後、要望書にもありまして、業者の意見等もいろいろと伺う中で、信頼を回復してまいりたいと考えてございます。

**○委員長**

公明党の質疑を終結し、民主党に移します。

**○林下委員**

**◎陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方について**

ただいまの陳情第 10 号の関係でいろいろやりとりもありましたので、私もこれから態度を決めるに当たって、一つだけ確認をしておきたいと思うのですが、私は本会議の一般質問で、これだけ体制を、市長が、強いて言えば先ほどのやりとりの中にもありましたように、市長がけじめもつけなければ責任もとらないと。ただ、市長はみずからの重要政策である除雪をしっかりとやって、そういった形で責任をとりますということを答弁されました。それで、私は、これだけ体制も強化をして、予算もつけて、体制を整えたのに、昨年と同じような状況になるわけがないでしょうと。そんなことは責任をとるといふことにはならないですよと私は言ったのですけれども、市長は同じ答弁を繰り返しております。

それで、この陳情第 10 号に関して言っても、第 2 種路線ということもありますし、陳情の趣旨あるいは現地の状況なども踏まえれば、当然そういった陳情の趣旨はしっかりと解消できるということが前提にならなければ、私は市長の進退問題にもかかわることになるのではないかと思いますけれども、その点についてはどうお考えですか。

**○（建設）雪対策課長**

陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方についてでございますけれども、先ほど各委員から御質問を受けた中で、答弁もさせていただきましたが、まず、この路線につきましては、第 2 種路線ということで、今年の上長公約でございます基準の見直し、これの該当路線になっておりますので、この基準に沿って除雪の改善を図っていきたいということで考えています。その他、排雪等々のお話もございましたが、これにつきましては、先ほど来、御説明させていただきました雪押し場ですとか、また別なさらなる工夫がとれないかということで対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○林下委員**

私はこの体制が万が一失敗をした、あるいは市民から苦情が殺到するようなことがあれば、本当に市長の進退問題にかかわる非常に重大な事態だと思っておりますので、その点をまず十分踏まえて、いろいろな対策をとっていただくということが前提になると思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

**◎除雪対策本部の体制強化について**

それで、除雪対策本部の体制強化の説明をいただきましたけれども、こういう体制を強化するために、さまざまな庁内の各部局に協力をいただいて、こういう体制をつくったという点については、評価できると思うのですが、ただ、各班の勤務時間とか体制、そのローテーションについては、どのようなことになるのでしょうか。

**○（建設）雪対策課長**

今の各班の業務量、ローテーション等の御質問ということで、恐らくこの資料に添付させていただきました図 1 の、こちらの現行と変更後、この中でどのような変更があるかというお尋ねだと思うのですが、従前もこの除雪対策本部という対策本部の中では、建設部の職員に兼務辞令が発令されておまして、それぞれの課の業務に沿った形で除雪の業務を行っていただいたということがまず 1 点ございます。それで、大きなこの班の明確化ということで御説明させていただきますと、これまでもそれぞれの課で対応していた業務、これがこの対策本部の体制図の

中では少し曖昧になっていたという点がございます。それで、この図 1 の下段になりますけれども、雪対策にかかわる各業務がありますが、それを担う班を明確にして、その命令系統を整理したということございまして、この部分につきましては、従前とこの各職場が業務を担うに当たって大きな変更というのはありません。ただ、図面の 2 になりますけれども、事務局になりますと、こちらは私ども雪対策課中心に除雪業務の管理に当たっていたのですが、今年から体制を強化するというところございまして、各課、なかなか業務が大変な状況ではあるのですが、応援をいただいて、体制を強化させていただくということです。この応援につきましては、各課それぞれ職場の事情もございまして、各課の事情をいただいた中でローテーションを組んでいただいて、なるべく御迷惑のかからない形でこの体制の運営というのを進めていきたいと考えているところでございます。

#### ○林下委員

市民対応窓口の一本化ということで対策本部に一本化を図って、ここから指揮をしていくと、指示をしていくということで、相当いろいろなステーションで分かれてみたり、今までのそういう欠点は解消されると思うのですが、ただパトロールの強化とか、そういった部分については、具体的にどの班がどういう、自分の持ち分野で強化をそれぞれ図っていくということを意味していると思うのですが、ただ、例えば各班の勤務時間、始業時間とか終業時間とか、あるいは最近よくある爆弾低気圧だとか、そういった情報があつたときに、勤務時間の繰上げとか繰下げとか、そういったときの非常時の対応みたいなものが、どういう形でこの指揮命令系統がなされるのか、その辺がこの図では少しわからないのですけれども、その点はどうか。

#### ○（建設）雪対策課長

新たなこの変更後の体制の中で、各班に分かれて業務を行ってございますが、まず、このそれぞれの班の業務、これにつきましては、従前の担っていた課がそのまま引き継いでいきますので、時間外などにつきましても、従前の流れの中で対応していたことになろうかと思っております。ただ、図 2 の事務局の業務になりますと、こちらについては、従前よりもその業務の、パトロールも強化いたしますし、それぞれの業務の指示についても、なるべく現地を把握した中で適正にしていきたいということもございまして、業務量的には増えるのかと思っております。それゆえに応援をいただいているところなのですが、こういったところ、雪の状態によってはやはり通常の勤務で終わらないということも考えられますが、その部分については適正に時間外対応するなりして、業務を執行していきたいと考えているところでございます。

#### ○林下委員

私も、どういう体制になるのか注目をしていたのですけれども、この体制を組むに当たっては、全庁的な協力をしてもらったと。そういうことを踏まえれば、先ほどチラシ配布のときに管理職で対応したと。一部、一般職も動員がかかってということで、そういったことが、この冬期間はずっと続くわけですから、そういう臨時的な対応も含めて、よほど気を使っていかなければ、どうしてもどこかに無理がかかっていくということが私は想定されるのではないかと、これを見たときに心配をしているのですが、その点について、例えば各班の作業状況、あるいは勤務状況を把握して、そしていろいろな対応がとれるような調整が必要ではないかと思うのですけれども、その点についてはどうですか。

#### ○（建設）雪対策課長

各班のそれぞれの業務の状況等につきましては、この除雪対策本部、組織図にございましたように、事務局長である副参事にまずその状況等も報告が上がるといいますし、またその内容につきましては、建設部長にも報告する形になると思いますので、そういった状況報告の中で、それぞれその状況について判断し、指示をいただきたいと思っております。

#### ○林下委員

いずれにしても、冬期間は長いですから、しっかりそういった問題も含めて対応を考えていただきたいと思いま

す。

#### ◎除雪について

除雪問題について、予算特別委員会の議論を聞いたところによれば、そのきめ細やかな除雪というのはどういうことを言っているのだというやりとりが相当多く出されておりました。私どもは、これまで皆さんが主張してきたそのきめ細やかな除雪というのは、ガタガタ路面の解消であるとか、大雪時の迅速な対応だということであると聞いてきたと思うのですが、市長は予算特別委員会の答弁の中で、置き雪対策にも対応するというのを答弁したと思うのですが、これはこれまでの建設常任委員会でも触れられていなかった点でありますけれども、この市長の発言というのは、建設部とどのような打合せの下に、こういった答弁になったのか、その点についてはどう考えていますか。

#### ○建設部片山副参事

市長との打合せでございますけれども、市長の思いとしては、将来的な目標として、できるだけ雪を残さないようにということでございます。ただ、実際、今やっている除雪といいますのは、かき分け除雪でございますので、将来的な目標としてできるだけ置き雪を残さないようにということでございますけれども、我々としても少しでも置き雪の量を少なくできるような配慮をしていきたいということで考えてございます。具体的には、今、皆さんに呼びかけようとしている雪押し場の確保ですとか、そういう方策をもって置き雪の量を減らせるのではないかと考えてございます。

#### ○林下委員

確かに置き雪を処理するというのと、今回、市長は 12 月 14 日の予算特別委員会のやりとりで、置き雪はこれまでどおり市民の協力を求めつつ、かき分け除雪でできるだけ少なくすることを求めていくと言ったのですね。だから、本会議の答弁の趣旨とは少し違っているのかという、置き雪に対応するというのと、少なくするというのはね。置き雪をできるだけ少なくするというのは、場所によっては置けないような状況、場所あるいは高齢者でふだんから除雪ができないというところに、何とかうまく置き雪を減らしてもらえないかと、これは今までずっと続けて取り組んできた課題なのでございますけれども、この市長の答弁で言えば、協力を求めるというのと、置き雪を少なくする、そして対応するという三つの言葉の意味というのは、排雪を強化するのか、あるいは今までどおりの置き雪対策を継続すると言っているのか、全然意味が違ってくると思うのですが、その点についてはいかがですか。

#### ○建設部片山副参事

置き雪の量を減らすということですが、その手法については、いろいろな知恵なり工夫が必要だと思います。それは地域の実情によって変わってくるのかというイメージを持ってございますし、市だけでできる話でもございませぬし、住民の皆さんに協力を得なければならない、そういう方策も必要なのかということも考えてございます。これからさらにその工夫なり知恵を絞る必要があるのかと感じてございます。

#### ○林下委員

私が言いたいのは、この間、私どももいろいろな場で除雪体制の問題点については、さまざまな形で議論をして、皆さんもそれに対応して一生懸命頑張ってきたと思うのですが、どうもこの市長の答弁というのは、置き雪対策にしても、どうしても解決できない特定の地域だとかあるいは特定の場所とか、そういったものは本当に市民の協力が必要だし、どうしてもそれに従ってくれない人は、雪出し禁止の条例をつくるべきだと、二、三年前に、私は、議会でも提案をしている経過があるのですが、そういった流れのいろいろな取組の経過というものを見無視して、いわば非常に聞こえのいい、その時々々の期待を持たせる発言を繰り返して、この根拠になっているのは、ずっと数年前の、強いて言えば、私、まだ 9 年目ですけども、それ以前の除雪のイメージをして、そして置き雪対策とか言っているのではないかと、どうも思えてならないのですが、皆さんとのやりとりの中では、そういうそごが出てくることはなかったですか。

### ○建設部片山副参事

決してそごということではございません。今、よりよくするために、どう取り組むかということの考えでございますので、先ほども少し御答弁させていただきましたけれども、さらに工夫、知恵、それから住民の皆さんの協力、こういうものを結集して、よりよい冬の安全で安心な市民生活を支えていきたいということが我々の考えでございます。

### ○林下委員

皆さんと市長が答弁をされるということは、それなりに重みがあるわけですから、そしてまた実現をされなければ大変な結果になるわけですから、やはりそのぐらいの決意を持って市長にも答弁をしていただかないと、こういうことが繰り返されていると、市民は相当期待も大きくなりますし、結果に対して非常に反発も大きくなるということを十分に踏まえて対応していただきたいと思いますので、その点についてはぜひその考え方で今年度の除雪に当たってもらいたいと思います。

### ◎貸出ダンプ制度の見直しについて

貸出ダンプの制度の見直しについては、私も 11 月 13 日の建設常任委員会で、参与にいろいろな問題を指摘しながら、この貸出ダンプ制度の見直しについては問題があるのではないかと、こういう質問をいたしました。参与は、確かに指摘のとおりさまざまな課題があるので、今年に変更はできないと考えていますというふうに答弁をされました。それで、私は今年度は制度の見直しはしないということで確認していいかと言いましたら、そのとおりですというふうに答えたのですけれども、それはそのとおりでいいですか。

### ○（建設）庶務課長

委員のおっしゃるとおりでございます。今年度は制度の見直しは実施いたしません。

### ○林下委員

そうだとすれば、今回の予算特別委員会でも、この問題については多くの議員が取り上げて、いろいろと質問をいたしております。そのやりとりの中で、いわば 150 台の契約ダンプの運用を均等にすべきだという判断に基づいてこの考え方があるのだけれども、例えばルール違反の事例もあるので、そういう解消をする必要もあると。あるいは配車の効率を高める、公正性を確保するというような理事者から答弁があったと思うのですが、これは貸出ダンプ制度の見直しというよりも、ルールが守られていないとか、あるいは効率的な運用ができないというのは、その制度の問題よりも、今、皆さんが実際の運用に当たって、そういう事例が発生するということは、別な問題があるのでないかと私は思うのですけれども、どうもそのやりとりよりも制度の見直しに議論が集中して、どうしてそのルール違反が起きているのか、それにどう対応してきたのか、どうすべきなのかという議論がなされていなかったように思うのですが、その点については、本来であれば今回の制度の見直しの議論の以前に解決しておかなければならない問題であったと思うのですけれども、その点はどうか。

### ○（建設）庶務課長

貸出ダンプ制度のルール違反に対する対応でございますけれども、これまでも 10 年ほど前から現地確認を行いまして、そういったルール違反等、基準に違反している利用があった場合については、その業者等について指導を行ってきたという状況でございます。これまでのこういう指導を行った際には、その内容が業者は改善されるということもございまして、それについては、新年度以降もその業者については貸出ダンプの登録業者となっていたら、実施していただくのですが、これが仮に何度も同じような違反を繰り返すということになりますと、当然この制度の中から排除していかなければならないと考えてございます。私、はっきりとは記憶がございませんけれども、以前そういった形でルール違反をした業者がございまして、この制度の中から排除されたという業者も聞いています。

それと、今年度の体制といたしましては、これまでの貸出ダンプの現地確認を、調査を強化するような形で考え

ております。昨年度のシーズン中、30 日程度実施していたものを、今年度につきましては、ほぼ毎日作業を実施している日全ての日を、平日は 2 班体制で確認するということと、土日につきましては 1 班体制で確認するということで、そういった形で確認する体制を強化いたします。平日の 2 班体制ですから、これまでは 1 班で約 10 か所あるのですが、10 か所を確認するということが時間が短かったのですけれども、それらを半分ずつ実施するような形でやりますから、その作業をじっくり観察できるということもございますので、またここで違反等があった場合については、適切な指導、これをやっていきたいというふうに考えております。

#### ○林下委員

今、答弁がありましたけれども、私も今年の制度を見直し、今年はしないということで、やはりきちんとそういうルール違反が起きていないのか、あるいは何か問題が起きていないのか、そういったことをまず検証する必要があると。その上でどうしてもこれは制度を改正するかルールをつくり直さなければだめだという問題が出てきたとすれば、それは当然我々に対しても、いや、こういう事例があって、制度を見直さなければならないあるいはルールを見直さなければならないというのであれば、私はそれは理解もできるし、当然議論もできると思うのです。けれども、今のような、制度の見直しを突然言われて、何が基準でそういう見直しをしなければならなかったのかという理由も定かではない。いろいろと聞いたら、参加は見直しはしませんと。どうもやっぱり政策決定にまつわるプロセスというか、皆さん方と本当に、先ほどそごがあったのでないかと私言いましたけれども、どう考えてもつじつまが合わない。ちゃんと議論をして決定をしたのだとすれば、説明ができるはずなのです。それが全然本質から外れて、制度を見直す理由が全然意味不明な話になっていくとすれば、これは大変なことだと思うので、そこで今年は制度の見直しはしないということで確認をするのだとすれば、この計画は白紙に戻して、ゼロベースで見直しをするということで確認はしていいですか。

#### ○建設部片山副参事

今、委員がおっしゃるとおりでございます。白紙、それからゼロベース、再考するというところでございます。

#### ○林下委員

##### ◎置き雪処理について

先ほど少し聞き忘れたのですけれども、置き雪処理の位置づけですが、予算だとかも含めて排雪の機会は多くなると思うのですけれども、今回、除雪事業者との契約の中で、置き雪の処理に関しては、どのような契約書の位置づけといたしますか、そういったものはどういう形で反映されているのか、それだけ確認したいのですが。

#### ○（建設）雪対策課長

今年度の地域総合除雪業務におきます置き雪の処理の考え方ですけれども、基本的には従前どおり、置き雪につきましては、地先の沿道の方々に御協力をいただいて処理をしていただくということでございます。ただ、これまでも路線路線で道路の前後の状況等、工夫が凝らされれば、置き雪の低減ということは進めてきておまして、こういったところについては、引き続き、置き雪軽減ができる部分については軽減していくという作業は進めさせていくということでございます。

#### ○林下委員

私もこの今回の除排雪計画についていろいろと勉強させられたのですけれども、例えば平成 13 年度に作成された総合除雪計画というものには、置き雪対策についてはどのように位置づけをされているのか、その点についてお答えください。

#### ○建設部片山副参事

平成 13 年の記載ということで、資料は手元になくてお答えできないのですけれども、平成 13 年当時、私もその地域総合除雪が立ち上がったとき携わっておりましたので、その経験に基づいてお話ししますと、今と同じように、少しでも置き雪の量を減らせるところは減らすと。間口の置き雪の量に配慮しながら作業を行うということでござ

います。

#### ○林下委員

私はなぜこの話をしたかという、平成 13 年度に既にこの総合除雪計画というのには、やはり置き雪対策も非常に重要な位置づけをされていると私は理解をしました。そしてまた、いろいろと、毎年の除雪の計画の中でも、個別の問題から、地域の課題から、さまざまな課題を踏まえて対応してきたと私は思っているのですよね。先ほども申し上げましたように、市長が突然新たな政策のように言っているというのは、どうも私は理解ができないし、例えば今、市民に対しても、事業者に対しても、特段の変更がないのだということと意味が全然違ってくるのではないかと。非常に期待は高まっているけれども、よくよく聞いたら、いやいや、できるだけ置き雪を少なくするというのは、今までもやってきたことでなかったのですか。それはもう長年、対策としてやってきたはずなのですが、新たなことではないですよね。

#### ○建設部片山副参事

置き雪に関しては、小樽市で採用している除雪の方法というのはかき分け除雪でございますので、置き雪はどうしても発生いたします。ですから、広報や除雪懇談会でも、置き雪については皆さんの御協力をお願いしますということで、平成 13 年当時からも、過去からも皆さんに御協力を呼びかけているところでございます。先ほど以来、市長の発言とそごがあるのではないかとということでございますけれども、決してそごがあるということではなくて、置き雪の量を減らすというところでは、市長の考えとは一致してございますし、将来的な目標としては、できるだけ量を少なくしたいというところで、そごはないということで我々では理解してございます。

#### ○林下委員

私は別にそごがあったかないかということで追及しているのではなくて、今まで少なくとも私が 8 年、9 年の間、この除雪の問題についていろいろ取り組んできた経過を見れば、決して小樽市の除雪がそんなに劣っているとは思っていないし、一生懸命対応して、一生懸命頑張ってきたと思うのだけれども、何か特別のことをやっているように、市長は言うのだけれども、決してそうではないのだと。少なくとも平成 13 年度からそういうことを目指してやってきているということを、きちんと市長にも理解してもらわないと、また同じような発言を繰り返していると、やはり非常に私はそごがあるのではないかというふうになってしまいますので、その点については十分皆さんと市長の間で意見のすり合わせといいますか、認識の共有化を図ってみたいと思います。これから本番ですから、ぜひその点については、留意をされて取り組んでいただきたいと思います。

#### ◎貸出ダンプ制度の見直しについて

次に、これも予算特別委員会では貸出ダンプの制度の見直しについては、ある協同組合が 65 パーセントも予算が増えるような結果になるのではないかとか、さまざまなシミュレーションをしていますし、市長の後援会や政治団体も、幹部がダンプの事業者の代表だとか、あるいはそういった利益誘導だとか、さまざまな指摘がなされております。市長がどう否定をされても、この議論の中身が真実であるとするれば、これはやはり利益誘導というその指摘は免れないのではないかと。

私も実はいろいろと調べたのですけれども、きちんとした証拠といいますか、裏づけがとれなかったから、この間はその発言を控えてきたのですが、こうした指摘というのは、非常に役所にとっても不名誉だし、皆さんにとっても非常に嫌な事態だと思うのですけれども、皆さんが本当にだめなものはだめだと、できないものはできない、一丸となって指摘をしなければ、こういう事態はなかなか改まっていけないのではないかと、私はこの予算特別委員会の議論を通じて感じたのですが、その点について皆さんはどうお考えですか。

#### ○建設部片山副参事

貸出ダンプの配車方法の変更につきましては、我々も貸出ダンプ制度がよりよい制度になるようにということで、たたき台としてダンプ組合に提示させていただいたもので、ダンプ組合の意見を聞くための資料ということの位置

づけでございます。意見を聞く中でいろいろ課題がありますので、これをそのまま実施するというこの考えではございません。ですから、たたき台、素案としての提案でございます。趣旨としては、貸出ダンプ制度が昭和 54 年から行われている市民との協働の事業でございますので、今後も大事にしていきたいという思いでございますので、これを大事に、よりよい制度設計につなげていきたいと考えております。

#### ○林下委員

私も 11 月 17 日の建設常任委員会で、小樽特有のルールもあったり、いろいろな形で小樽独特の取組、そういったものも含めて、きちんとそういうものを今後も引き継いでいくとすれば、そういう取組というのは欠かせないと思いますし、先ほど言ったように、市長がどういう発言をしようとも、やはり皆さんができないものはできない、これはこういう矛盾があるからだめだ、そういうことを言わなければ、本当に皆さんを巻き込んだ大変な結果になっていくのではないかと、私は心配しています。ぜひその点について、皆さんもいろいろな苦労があると思いますけれども、絶対そこは譲ってはならない一線だと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○委員長

民主党の質疑を終結し、石田博一委員に移します。

---

#### ○石田委員

##### ◎陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方について

各委員が本日のこの陳情のことについて触れておりますので、私、通告していなかったのですが、この件について、質問というわけではなく、私の見解とお願い事ということで、少しの間お話しさせていただきたいのですけれども、この手のものは、小樽市自体が非常に財源的にゆとりのあるところであれば、陳情を受けて、その内容がそれなりに悲惨なものであれば、すぐ、はい、いいですよという形で何でも受けてあげられれば、これは一番いいことなのですが、最終的にはやはり財源の問題とにらめっこという部分がございますから、なかなか、この後、皆さんでこれを採択、不採択、決めていくということになるかと思うのですが、ただ、私も今朝、視察に行き、現実的にその場所を見ると、今まだほとんど雪のない状態であっても、車の交差がただでもやりづらいぐらい狭いところ。しかもこれが雪が降ったらもう推して知るべしで、どういう状態か想像がつかます。特に、そしてその地域は老健施設あり、郵便局あり、保育園あり、他の地域とは別に、特に車の出入りが多であろうと予測がつくところだと思うのです。

これが今回の建設常任委員会で採択、不採択、どうなるかわかりませんが、採択以外の結論が出た場合の私のお願いですが、先ほどやはり高橋克幸委員がおっしゃったように、全てをきちんとやるということは無理であるならば、例えばピンポイント的にそこをやるだとか、それからお話の中にも出ていた道路の両端が少しすり鉢状になって、子供たちが歩くのでも危険だと、そういうところであれば、例えば本来、積込みに使う機械でしようけれども、小型のロータリ車をそこに出してきちんと角をつけるだとか、そのような対策というのは可能ではないかと思うのです。ですから、そういう除排雪の実際の作業の仕方とかにも工夫をいただいて、全てを全部やるということではなくても、そのような工夫も可能かと思っておりますので、そういうことをひとつよろしく願いしたいと思って、見解とお願いでございました。

##### ◎貸出ダンプ制度について

次に、貸出ダンプのことについて質問をさせていただきます。

物すごく基本に戻っての質問なので、先輩委員の方は何だ今さらと言われるかもわかりませんが、少し我慢して聞いていただきたいのですけれども、本会議に引き続き貸出ダンプ制度について質問をさせていただきます。

この制度は、本来、市の除排雪が入らない第 3 種路線などの道路について、町会や特定地域の住民の皆さんが共同で出資し、積込み業者を手配、そして市はその地域に各組合登録のダンプを市の予算で派遣させるものと理解し

ております。そこで改めて質問ですが、この制度がスタートするまでの時系列的経緯をお示してください。

○（建設）庶務課長

貸出ダンプ制度のスタートするまでの時系列的な経緯でございますが、先ほど来から出ておりますけれども、本制度につきましては、昭和 54 年から開始した制度でございます。当時、これにつきましては、現在、そういった意味では市民に定着して、大変人気の高い制度であると我々は認識しております。当時の制度設計に当たっては、恐らく市民からの要望があつて、それに対して制度もつくつたのではないかと考えられますけれども、実はもう 37 年も前なものでございますので、関係書類が保管されていないという、そういった状況がございまして、そういう当時の時系列的な経緯、そういったものを含めたものについては現在のところ不明でございます。

○石田委員

経緯は、今、はっきりした資料がないということだったので、おぼろげながら何となくつかめておりますけれども、それではまたこの制度のスタート時点での本来の意義というのはどこにあったか、お話しいただきたいのですけれども。

○（建設）庶務課長

本来の意義でございますけれども、これにつきましては、当時の書類が保管されていないということから、正確なことを申し上げることはできないのですが、本制度の目的といたしまして、目的を読ませていただきますが、市民がその居住する地域の冬期間における交通を確保するため、町会等が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプを派遣し、運搬処理を行うことにより、町会等の軽減を図ることという、こういったことが規定されております。これが推測でございますけれども、本来の意義であるというふうに我々は考えております。

○石田委員

町会が自主的にということですよ。

それでは、続きまして、申請に当たっては、町会長だとか、それから特定地域の代表の方がやはり届出をしているのでしょうか。

○（建設）庶務課長

貸出ダンプの申込みにつきましては、12 月 14 日で今年の申込期日を、期限を迎えました。今回、1 回目で 331 件、2 回目が 105 件で、合計 436 件の申込みがありましたが、この約 8 割から 9 割の申請につきましては、町会等の契約している積込み業者の方々による申請となっているようでございます。

○石田委員

業者の方ですか。

○（建設）庶務課長

そのとおり、業者の方が申請をされているという状況でございます。

○石田委員

そうですか。では、業者の代理申請に当たっては、町会長などの地域の代表の方の委任状か何かを添付されて申請されているのでしょうか。

○（建設）庶務課長

積込み業者の方が申請した際の委任状につきましては、これまでとったことはございません。ただし申請書と排雪する路線図、これにつきましては、申請者が両方に押印の上、内容を十分確認して出していただくということになっておりますので、現状ではそのような申請の方法になっているという状況でございます。

○石田委員

本会議でも質問いたしましたけれども、近年のこの貸出ダンプの借上額の急増、これは平成 22 年、23 年はそこそこ、1 億円以下の 9,000 万円何がしぐらいの金額で 2 年推移しているのですが、24 年以降、毎年のように 2,000

万円ぐらいつアップしているという、この急増という状態があるのですけれども、市長答弁では、市民の皆さんにこの貸出ダンプ制度が浸透してきた結果、増加したり、また燃料費、それから人件費、トラックの運搬経費などがかさんでいるためだとお答えをいただきました。しかし、それに続けて、私の質問は、業者の不適切な対応もあるのではという問いに対して、過去に幾つかあった例を紹介いただきました。仮に、こういう業者のルール違反が一切なかったとしても、年々増え続けるこの借上実績額は、どこかで制限しなければ、まだまだ増えてくるものと思われる。限りある予算の中で、もちろん実施している制度ですから、歯止めをかけるというと少し語弊があるかも知れませんが、歯止めをかけるというようなことも念頭に置かなければならないと思うのです。

実は、11月17日の建設常任委員会や今回の予算特別委員会では、何人かの委員の方々の質問が、私にとっては少々的外れた部分があったように感じております。それは何かというと、平成26年度の各組合の借上額の実績額が組合ごとに大きな差がついております。この差は、ある委員の方は、これは業者の営業努力だとおっしゃっていたのです。しかし、先ほど本来の意義のところでお聞きしましたけれども、これは町会などが自発的にというか、みずから求めてやるものであるのが本来の姿だったと思うのです。ところがこの業者が営業努力をする、この制度は、今も言ったように、町会等が自発的に申請するもので、業者の方が営業して申請するものではなかったのではないかと私は思うのです。しかも申請に当たって、業者の方が委任状もなしに代理申請するなど、何か少し発足当時から事態が変わっているように、私は感じるのです。これを野放しにしておくと、ますます予算が膨らんでいくような気がして私はなりません。

要するに、市としては予算を抑えたいわけですが、業者のこの営業活動が市の思惑に反しているというのは、少し考えすぎなのかと皆さんに問いかけたいところであります。この状態について、原部の見解を求めます。

#### ○（建設）庶務課長

積込み業者の方々の営業活動についての見解ということでございますけれども、本制度につきましては、先ほど申し上げておりましたが、市がダンプを派遣いたしまして、積込み機械については、町会等の団体が直接、業者と契約をいたしまして排雪作業を行うというような形でございます。このため、申請を積込み業者の方が代理で行うというようなことになっていたとしても、利用団体においても費用の負担、それとあと費用の負担につきましては、積込み業者と合意により契約しているということになっていることから、自由な営業活動、これを制限するということはできないのではないかと私どもでは考えております。

それで、話が少し違うところに行きますけれども、この制度が発足した昭和58年の決算資料が部屋の中にございまして、当初実績、貸出ダンプの実績額がございまして、年間の使用ダンプ数につきましては、482台という数でした。そして、申請団体につきましては、100件程度というような状況でございました。昨年度の貸出ダンプの使用台数、これにつきましては2,422台、利用団体数につきましては442件ということでございました。当時と比較して、利用団体で約4倍強、ダンプの配車でも5倍強となっているというような状況です。

このような制度ができてから37年の経過を迎えた中で、積込み業者の皆さんが本制度を広める役割、これを負ったという部分は事実としてあると我々は認識しております。こういったことから、除排雪が入らない場所において、貸出ダンプ制度を利用いただきまして、例えば緊急自動車であったりとか、灯油の配達タンクローリーであったりとか、そういった大型車両が通行する、そういったものを確保できてきたのだと考えています。こういった形の中、冬期間も市民生活の確保に、本制度が貢献してきたと我々は考えています。

それで、委員がおっしゃっていた費用の抑制という部分と、それについては我々も同じ考えではあるのですが、安全で安心な冬期間の市民生活の確保、それと費用の抑制というのは、なかなかこの貸出ダンプ制度の中では相反するものでございますので、こういった費用の抑制対策については、この制度を抜本的な改正も含め、これまでいろいろな問題もございましたので、そういったことを検討する時期に来ているのかというふうに現状では私どもは考えてございます。

○石田委員

事前打合せにないことが少しあるのですけれども、例えばこの貸出ダンプ制度というのは、本来、市の除排雪の入らない地域の方の申請がやはり圧倒的に多いのですよね。

○建設部片山副参事

本来の目的でいきますと、生活道路ということの趣旨でございますので、委員がおっしゃるように、私道路も含めた狭隘路線の利用が多いものということで考えています。今、数字的なものは手元に押さえていませんけれども。

○石田委員

であれば、いわゆるふだん対象になっている、例えば第 2 種路線、今日の赤岩のこの例もありますけれども、こういうところからの申請もやはりあるということですか。

○（建設）庶務課長

昨年度の実績では、8 件、8 団体から、第 2 種路線についての貸出ダンプによる排雪をやる申込みがございました。

○石田委員

そうすると、これは市民の見方なのですけれども、あるところは、この貸出ダンプもあるからなのかもわかりませんが、あそこの地区は年に 2 回も 3 回も入る、うちは 1 回も入らないと、そういう苦情をよく耳にするのですが、申請の段階で、基本的にはその第 3 種路線をやはり優先すべきで、第 2 種路線、この今回の赤岩の陳情のような少し特殊な事情がある場合は別ですが、何でもかんでもというわけではないとは思いますが、そこら辺の吟味というのはどのようになっているのか、お聞かせ願いたいのですが。

○建設部片山副参事

量は少ないのですけれども、第 2 種路線でも今まで認めてきた経緯がございます。ただ、それは地域の実情ですとか、そういうものを加味して認めてきた経緯ということで理解しております。今後、そういう広い道路について、第 2 種路線とか、ある程度幅員がある道路をイメージしておりますけれども、そういう道路についても、何らかの抑制といいますか、少しでも排雪するときに雪を現地に残していただくとか、そういうことを地域の皆さんにお願いしていく必要があるのかというふうには感じております。

ただ、この貸出ダンプ制度というのは、市民の皆さんとの協働の事業でございますので、その地域の実情も皆さんからお聞きした中で、ケース・バイ・ケースもあろうかと思っておりますので、その辺のお話をお聞きしながら、どういう路線が対象になるのかということも含めて、来年度以降になると思いますが、今後のよりよい制度設計につなげていきたいということで考えてございます。

○石田委員

そろそろ終わりますけれども、先ほどのその経費増にかかわる部分で、私が質問したのは、あくまでも業者の方にルール違反がなかった場合で、こうですというお話をしたのですが、さらに業者の方々の不正なんかもしあったとしたら、もう話のほかでありまして、予算の増加にさらに拍車がかかってしまうということになってしまうと思うのです。制度の変更以前の問題もあるのではないかと思うのであります。

本会議の答弁では、貸出ダンプ、全日程においてチェックしていくという原部のお話をいただいておりますので、年々増え続けているこの借上実績額の真の実態は何なのかを、やはり来年度までにしっかりとまとめていただきたいと考えます。

○委員長

石田博一委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 05 分

再開 午後 5 時 40 分

### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

### ○川畑委員

それでは、日本共産党を代表して、陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方について、継続審査中の陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方についての採択を求める討論を行います。

陳情第 10 号は、本日午前中に現地視察を行ってきており、委員の皆さんにおいては状況を御理解いただけるものと思います。この地域は福祉施設が密集し、保育所もあり、通学路にもなっています。すなわち一般住宅地域とは大きな違いがあります。雪押し場所の確保も困難なことから、除排雪を増やすことが必要であり、願意妥当です。

継続審査中の第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方については、今年の第 2 回定例会では建設常任委員会で採択され、本会議において継続審議とされました。このたびの陳情にあつては、地域住民の方も一気に道路や側溝改修を実施することは困難であると御理解していただいております。年次計画の中で臨時市道整備事業等に組み入れて、できるだけ早い時期に着工するよう対処すべきです。当面の対処として、舗装オーバーレイして住宅の方向に流水することをとめることが必要であります。当面の対処を進めながらも、根本的な改修が必要です。その後、建設事業課と陳情者との話し合いで、陳情者としてはすぐに全面改良ができない場合、オーバーレイなどの応急措置などについて対処願いたいとの意向もありますので、根本的改修に向けての陳情を取り上げていただくよう求めるものです。

詳しくは本会議で討論いたしますが、委員の皆さんには陳情の趣旨を御理解いただいて、採択していただけるようお願い申し上げます。

### ○前田委員

自由民主党を代表して、陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について及び陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方については継続審査を主張して、討論を行います。

陳情第 4 号につきましては、平成 27 年第 3 回定例会の本会議でも申し述べましたように、前々回、現地視察を行い、陳情箇所の実情や地域住民の話をお聞きして、十分に認識しております。この地域の抜本的な汚水処理については、私有地と市道との境界測量に費用を要すること、市道と側溝の段差の解消や新たな側溝の整備など多額な費用を要すること、加えてさらなる検討を要する部分も多々あり、あわせて同じような陳情は市内全域から多数要望が寄せられており、財政、緊急度、優先順位などを見極めることも大切かと思えます。

次に、陳情第 10 号につきましては、本日午前中に現地視察を行い、陳情箇所の実態、実情について直接お話をお伺いして、十分に認識しております。当該地域には特別養護老人ホームはるを中核とした福祉施設が複数建設されています。あわせて赤岩保育所、郵便局などの施設が集積されており、これら施設の利用者や車両の通行量も多いことと存じます。しかし、本市には既に 3,300 件を超える除排雪にかかわる陳情、要望が市内全域から寄せられており、財政、緊急度、優先順位などを見極めることも大切かと思えます。よって、軽々に判断するべきではないと考え、それぞれ継続審査といたします。

なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権の態度をとらせていただきます。

議員各位の賛同をお願いして、討論を終わります。

### ○高橋（克幸）委員

公明党を代表し、陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排

雪対策方について、いずれも継続審査を求める討論を行います。

初めに、陳情第 4 号であります。この陳情については、以前に建設常任委員会として視察してまいりました。これまで現地では当面の措置として、一部の舗装面の補修や舗装の水たまりの処理のため、一部側溝脇のコンクリートの溝切りも行われてまいりました。以前の委員会質疑においても要望しましたが、引き続き陳情者と協議をしながら、当面の措置は必要と考えているところであります。しかし、この道路は狭隘な道路であり、側溝が設置されていないところでは、道路用地の境界が確定されておらず、測量の費用をはじめ事業全体の予算内容と市全体の事業内容も含めて、もう少し時間をかけて審議すべきと考えているところであり、継続審査を主張するものであります。

次に、陳情第 10 号についてであります。この陳情は本日、委員会として午前中に現地を視察してまいりました。地元住民の皆様からも意見を伺ったところであります。陳情の道路は特別養護老人ホームや赤岩保育所等、公的施設が多くあり、交通量の多いところと認識をしております。今日の委員会質疑で確認されましたが、第 2 種路線ということで、昨年より少しは改善されるようであります。また、要望したように、できることはぜひ検討をお願いしたいと思います。ただ、この道路は狭隘であり、道路構造の問題もあります。また、先ほど公的施設の建設時には、除雪に対しての協議も行ったようであります。これらも含め、さらに審議が必要であると考えますので、継続審査を主張するものであります。

なお、継続審査が否決された場合には、自席にて棄権の態度をとります。

以上、討論といたします。

#### ○林下委員

民主党を代表して、陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方について継続審査を主張して討論をいたします。

本日の現地視察や住民の皆様のご意見、さらにはこの道路の持つ特殊性や重要性については、十分理解をすることができました。また、過去の経緯を踏まえたとしても、当該道路は第 2 種路線ということもあり、今シーズンから出動基準も変更となり、排雪の予算も大幅に増額されることとなります。市長はこのたびの除排雪にまつわる一連の不手際に対して、市民に評価される除排雪を実現することによって責任を果たすと答弁をされておりますから、結果によっては市長の進退に責任が及ぶものであると判断をいたします。そうした意味では、陳情趣旨は必ず実現をされて当然であり、今シーズンはしっかりと陳情の趣旨にかなった除排雪がなされるものと判断をいたします。したがって、今回は経過を見守るとの必要性のある立場で、継続審査を主張いたします。

#### ○石田委員

陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方について、限りなく採択に近い継続審査という立場で討論をいたします。

先ほどの原部の方の説明のとおり、市内から 3,000 件を超えるいろいろな市民の声が届いております。やはりここだけを特別に認めるといことは、予算の面からも、それから他の方の示しという部分についても、すぐにはいと言えない状況ではないと考えます。しかし、今朝、建設常任委員会で視察をし、そして現地の方々のいろいろな御意見をお聞きした上では、特別な事情があるなど。そうして、公的施設も多い中、車の往来も大変多いということで、森井市長特有の言い方でございますが、緊急避難的措置といえますか、先ほど副議長からもおっしゃっていたピンポイント的な何か対策をできないか、それと私が申し上げたすり鉢状の道路についてはロータリ車を繰り出せないか、その少しの工夫、それをしていただければという要望を加えて、とりあえず継続審査という形で私の討論を終わらせていただきます。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 4 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました陳情第 4 号について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第 10 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。